

ヨーロッパの覇権

国際協調主義

ファシズムの台頭

1900 義和団事件 (~ 01)

① 第一次世界大戦

- 02 日英同盟
- 04 日露戦争 (~ 05), 英仏協商
- 05 ロシア第一革命, 第1次モロッコ事件, ベンガル分割令
- 06 国民会議派カルカッタ大会
- 07 英露協商 (→三国協商)
- 08 青年トルコ革命, オーストリア-ハンガリーのボスニア-ヘルツェゴビナ併合
- 10 韓国併合
- 11 第2次モロッコ事件, 伊土戦争 (~ 12), 辛亥革命 (~ 12)
- 12 第1次バルカン戦争 (~ 13)
- 13 第2次バルカン戦争

② ロシア革命

- 14 **第一次世界大戦 ①** (~ 18)
- 17 **ロシア革命 ②**
- 18 第一次世界大戦終結
- 19 パリ講和会議, 朝鮮三・一運動, コミンテルン結成, ガンディーの第1次非暴力不服従運動 (~ 22), 中国五・四運動

③ 世界恐慌

- 20 国際連盟成立
- 21 ワシントン会議
- 22 イタリアでファシスト政権成立, トルコでスルタン制廃止
- 23 ルール出兵 (~ 25)
- 24 第1次国共合作 (~ 27), レーニン死去 (→スターリン独裁)
- 25 ロカルノ条約
- 26 北伐 (~ 28), ドイツの国際連盟加盟
- 28 不戦条約
- 29 **世界恐慌 ③**
- 30 ロンドン会議

④ ファシズム体制 (ヒトラーの総統就任)

- 1937年, 閩兵式に向かうヒトラー
- 31 満州事変, ウェストミンスター憲章 (→イギリス連邦)
- 32 満州国建国宣言, 五・一五事件, オタワ連邦会議 (→ブロック経済)
- 33 ドイツでナチス政権成立, 日本の国際連盟脱退, ドイツの国際連盟脱退

⑤ ヒトラーの総統就任 ④, 長征 (~ 36)

- 34 **ヒトラーの総統就任 ④**, 長征 (~ 36)
- 35 ドイツの再軍備宣言, イタリアのエチオピア侵略 (~ 36)
- 36 ニ・二六事件, ドイツのラインラント進駐, スペイン内乱 (~ 39), ベルリン・ローマ枢軸, 西安事件

⑥ ヤルタ会談

- 37 日中戦争 (~ 45), 第2次国共合作 (~ 45), 日独伊防共協定, イタリアの国際連盟脱退
- 38 ドイツのオーストリア併合, ミュンヘン会談

⑦ 第二次世界大戦 (~ 45)

- 40 フランス降伏, 日独伊三国同盟
- 41 大西洋憲章, アジア太平洋戦争 (~ 45)
- 43 イタリア降伏, カイロ会談, テヘラン会談
- 45 **ヤルタ会談 ⑤**, ポツダム会談, 第二次世界大戦終結

冷戦

緊張緩和

緊張再燃

多極化

新冷戦

ポスト冷戦

⑧ 朝鮮戦争



⑦ アジア-アフリカ会議 (バンドン会議)



⑧ ベルリンの壁建設



⑨ キューバ危機

1962年11月, 積み荷を調べるためソ連の貨物船に停船をもとめる米海軍駆逐艦 (手前)



⑩ ベトナム戦争



⑪ マルタ会談 (冷戦終結宣言)



⑫ 東西ドイツ統一



- 1945 国際連合成立, インドネシア独立宣言, ベトナム独立宣言
- 46 チャーチルの鉄のカーテン演説, インドシナ戦争 (~ 54)
- 47 トルーマン-ドクトリン, マーシャル-プラン, インドとパキスタンの独立, コミンフォルム結成
- 48 イスラエル建国宣言, 第1次中東戦争 (~ 49), ベルリン封鎖 (~ 49), 韓国と北朝鮮の成立
- 49 COMECON 成立, NATO 成立, 中華人民共和国成立
- 50 **朝鮮戦争 ⑥** (~ 53), 中ソ友好同盟相互援助条約
- 51 サンフランシスコ平和条約, 日米安全保障条約
- 53 スターリン死去, 朝鮮休戦協定
- 54 周・ネルー平和五原則, ジュネーブ休戦協定
- 55 **アジア-アフリカ会議 ⑦**, ワルシャワ条約機構成立, ジュネーブ4巨頭会談, 西ドイツの NATO 加盟
- 56 スターリン批判, エジプトのスエズ運河国有化宣言, ハンガリー事件, 第2次中東戦争
- 59 キューバ革命, ミソ首脳会談
- 60 中ソ論争 (~ 89), アフリカの年
- 61 **ベルリンの壁建設 ⑧**, 第1回非同盟諸国首脳会議
- 62 アルジェリア独立, **キューバ危機 ⑨**
- 63 中ソ対立激化, アフリカ統一機構結成, 部分的核実験禁止条約
- 65 **ベトナム戦争 ⑩** (~ 73)
- 66 フランスの NATO 軍事機構脱退, 中国文化大革命 (~ 76)
- 67 EC 発足, ASEAN 結成, 第3次中東戦争
- 68 プラハの春 (→チェコ事件), 核兵器不拡散条約
- 69 中ソ国境紛争
- 71 ドル-ショック, 中国の国際連合代表権交代
- 72 ニクソン訪中, SALT I, 日中共同声明
- 73 イギリスの EC 加盟, ベトナム和平協定, 東西ドイツの国際連合加盟, 第4次中東戦争 (→第一次石油危機)
- 75 第1回サミット
- 76 南北ベトナム統一
- 78 日中平和友好条約
- 79 イラン革命 (→第二次石油危機), スリーマイル島原発事故, SALT II, ソ連のアフガニスタン侵攻 (~ 88)
- 80 イラン・イラク戦争 (~ 88)
- 82 フォークランド戦争
- 83 大韓航空機撃墜事件
- 85 ゴルバチョフ政権成立
- 86 チェルノブイリ原子力発電所事故
- 87 INF 全廃条約
- 89 中ソ国交正常化, 天安門事件, ベルリンの壁開放, 東欧革命, **ミソ首脳マルタ会談(冷戦終結宣言) ⑪**
- 90 イラクのクウェート侵攻, **東西ドイツ統一 ⑫**
- 91 湾岸戦争, START I, バルト3国独立, ソ連解体
- 92 マーストリヒト条約
- 93 START II, パレスチナ暫定自治協定, EU 発足
- 94 ボスニア-ヘルツェゴビナ紛争激化
- 96 フランスの NATO 軍事機構復帰
- 97 香港が中国に返還
- 98 インドとパキスタン地下核実験
- 99 ユーロ導入, NATO 軍のユーゴ空爆, マカオが中国に返還
- 2000 南北朝鮮首脳会談

出生:出生届を出す(戸籍法第49条) 6歳:義務教育の開始(教育基本法第5条,学校教育法第17条) 14歳:罪を犯すと刑法上処罰される対象となる(刑法第41条) 16歳(女)18歳(男):結婚できる年齢(民法第731条)(2022年から女性も18歳) 18歳:選挙権をもつ(公職選挙法第9条) 25歳(衆議院),30歳(参議院):被選挙権をもつ(公職選挙法第10条) 新しい家族の誕生:子の監護,教育の権利・義務の発生(民法第820条) 40歳:介護保険料の負担(介護保険法第129条) 65歳:老齢厚生年金支給(厚生年金保険法第42条ほか) 死亡:死亡届を出す(戸籍法第86条)

1 人の一生と法律 民法が改正され、2022年4月から成人の年齢が18歳以上となる予定である。

▶ 1 疑わしきは被告人の利益に 罪刑法定主義(→p.23)の精神から導かれる原則で、裁判で有罪が確定するまでは、被告人は無罪の推定を受けるといふもの。有罪とするための立証責任は、捜査機関などが負う。

2 人間と法

私たちにとって法とは

自動車を運転していた人が交通事故をおこし、歩行者に被害をあたえるなどした場合、法律にもとづいて民事・刑事・行政上の責任が発生する。

民事責任とは、交通事故により被害者にあたえた損害を、事故をおこした者が賠償しなくてはならないという責任であり、刑事責任とは、事故をおこした者が国家から刑罰を受けることである。行政上の責任とは、運転免許の取り消しや停止などの処分を受けることをいう。

民事上は被害者に対する損害賠償責任が認められても、刑事裁判で有罪とならない場合もある。事実認定の方法の違いから、民事裁判よりも厳格な証明を要する刑事裁判では「疑わしきは被告人の利益に」の原則がはたらくからである。

公法と私法

法の分類の一つに、公法と私法がある。公法が国家や地方公共団体と個人の間を規律するのに対し、私法は個人と個人の間を規律している。憲法や行政法が公法の典型であり、民法や商法が私法の典型とされ、訴訟手続きにも違いが生じる。

しかし、公法と私法の区別は相互に排他的なものではない。現在の社会関係の多くは、公法と私法の双方によって規律されるようになってきている。また経済法や環境法のように、公法と私法との両方にまたがる分野に属する法なども存在する。

権利と義務

近代的意味の憲法においては、国家に国民の権利・自由を擁護すべき義務があるとされる。一方、国家は国民に対してさまざまな義務を課すが、それは人権相互の矛盾や衝突を調整するため(公共の福祉を守るため)である。国家が国民に義務

<マナーとルール>

電車やバスのなかで大声で話したり、ものを食べる時には音を立てて食べたりしてはいけないというのはマナーである。一方、自動車が信号や法定速度を守らなければならないのはルールである。マナーとルールの違いは何だろう。

マナーもルールも、守る必要のあるものだが、大きな違いがある。それは違反したときに、罰則があるか否かだ。ルールは、人々が集団生活をいとなむ上で必要最低限の守られるべきもので、強制力によって従わせることができ、違反した場合は罰則がある。

を課す場合には、法の支配の原理にもとづいて議会の立法によることを必要とし、国民の憲法上の権利を侵害しない範囲にとどめなければならない。一般に国民には法令遵守義務がある。

立憲主義

近代の立憲主義的憲法は、基本的人権の保障を目的とし、そのために国家権力を制限している。立憲主義には、憲法に従って政治をおこなうという意味のみならず、基本的人権の保障を目的とし、そのために国家権力を制限するという内容が含まれるのである。日本国憲法第99条でも、憲法尊重擁護の義務として、国民の信託を受けて政治をおこなう者は、憲法を守らなければならないとしている。

契約自由の原則

現代の資本主義経済社会における法律行為の大部分を占めるのが契約である。私たちが普段になげなくおこなっている買い物も、申し込みと承諾という意思表示が合致することで成立する売買契約という法律行為である。

契約の拘束力は近代以前から認められてきたが、それは封建的身分関係に密接に結びついたものであった。しかし、近代社会においては、個人は自由で平等であり、自由な意思にもとづいて権利の取得と義務の負担が認められるべきであると考えられるようになった。これを**契約自由の原則**という。

売買契約が成立すると、売り主には代金の請求権と売買する物の引き渡し義務が発生し、買い主には売買する物の引き渡し請求権と代金支払い義務が発生する。ただし、資本主義が高度化してくると、契約当事者が実際には対等でない場合、片方に不合理な内容の契約が締結されることのないよう、契約自由の原則に制約を加えることもある。

考えてみよう

独裁政権や軍事政権のように、基本的人権を保障するために権力を制約するという考え方をしていない憲法をもつ国家もあるが、立憲主義とはどのような意味をもつのだろうか。

自由・権利と責任・義務

英語の freedom と liberty はともに自由と訳されるが、前者は責任や義務の免除といった「～しないでよい自由」、後者は発言や行動などを容認されるなどの「～してよい自由」という微妙な違いがある。

イギリスの哲学者・経済学者 J.S. ミル(→p.83)は「良識ある大人は、他人に危害を加えない限り、何をしてもよい自由をもつ」という原則を主張した。また、フランスの思想家サルトルは、人間は選択をするときに、自分が生きている時代の状況と無関係ではいられず、その状況のなかでどう行動するかを自分の責任において積極的に選ぶこと(アンガジュマン=社会参加)に、人間としての自由な生き方がある、と主張した。



3 サルトル(1905～80) 人間は自由であるために、どういう行動をするかの選択を絶えず迫られており、また選ぶということは、その結果も含めて自分で責任を負うということでもあるとし、「人間は自由の刑に処せられている」と表現した。



2 電車内でのマナーの啓発ポスター

1889年	[明治22]大日本帝国憲法発布
1890	第1回衆議院議員総選挙(制限選挙) 第1回帝国議会開会
1894	日清戦争(～1895)
1904	日露戦争(～1905)
1912	[大正元]第1次憲政擁護運動(～1913)
1914	第一次世界大戦(～1918)
1919	普選運動さかんになる
1924	第2次憲政擁護運動 護憲三派内閣成立
1925	治安維持法公布 普通選挙制成立
1928	[昭和3]最初の普通選挙実施

1931	満州事変おこる
1932	五・一五事件
1933	国際連盟脱退 京大滝川事件
1935	天皇機関説事件
1936	二・二六事件
1937	盧溝橋事件(日中戦争はじまる)
1938	国家総動員法公布

1940	日独伊三国同盟調印 大政翼賛会創立
1941	米英に宣戦布告 (太平洋戦争, ～1945)
1945	広島・長崎に原子爆弾 ポツダム宣言受諾
1946	天皇の神格性否定の詔書(人間宣言) 日本国憲法公布
1947	日本国憲法施行



2 治安維持法反対集会 (1925年)



3 日本国憲法公布記念祝賀都民大会 (1946年)

1 大日本帝国憲法から日本国憲法へのあゆみ

7 日本国憲法の成立

……………【憲法の歴史】

大日本帝国憲法の制定

19世紀後半、明治維新によって封建制度を廃止した日本では、民選議会の開設と憲法の制定を求める世論が高まり、1889(明治22)年2月11日に**大日本帝国憲法(明治憲法)**が制定された。この憲法は、君主に強い権力を認めていたプロイセン憲法やドイツの学説を参考にして、伊藤博文・井上毅らが起草し、天皇の諮問機関として設けられた枢密院の審議を経て、天皇が国民にあたえる憲法(欽定憲法)として発布された。

大日本帝国憲法の基本的性格

大日本帝国憲法は、神格化された天皇に国の統治権を認めていたが(天皇主権)、他方では、天皇は「憲法ノ条規ニ依リ」統治権を行使するという近代的な立憲制の原理を採用し、民主主義の政治制度も取り入れていた。そのため、外見的立憲主義であったといわれる。その後、大正デモクラシーの時代には、憲政擁護運動が高まり、日本でもイギリスのような、立憲制・議院内閣制・政党内閣制・普通選挙制などにもとづく民主政治が、しだいに実現していくように思われた。

しかし1931(昭和6)年の満州事変をさかいに、政治は急速に全体主義的な性格を強めていった。陸海軍の最高指揮権は、議会や内閣から独立した天皇の大権事項と

されていたが(統帥権の独立)、これを軍部が利用し、政治の方向を左右するようになったからである。1939年にヨーロッパで**第二次世界大戦**がはじまると、日本はドイツ・イタリアと日独伊三国同盟を結び、1941年にはアメリカを中心とする連合国に対し**太平洋戦争(アジア太平洋戦争ともいわれる)**をおこした。こうして戦火は全世界に拡大した。

終戦と占領

1945年7月26日、連合国側は、**ポツダム宣言**を発して日本に降伏を迫った。しかし日本政府がこれを黙殺すると、アメリカは広島市(8月6日)と、長崎市(8月9日)に**原子爆弾**を投下した。8日には、ソ連が**ヤルタ会談**での密約にもとづき、日ソ中立条約を破棄し、日本に対して参戦した。ここにいたり日本政府は、同月14日、ポツダム宣言を受諾した。そして翌15日には、昭和天皇による終戦の詔勅が日本国民に向けて放送され、満州事変以来15年におよぶ戦争が終結した。

ポツダム宣言にしたがい、日本は、軍国主義の解体と民主化の徹底をめざして再建されることとなった。この目的を実現するため、**連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)**が東京に設置され、日本はその最高司令官(D. MacArthur)の占領統治下におかれた。

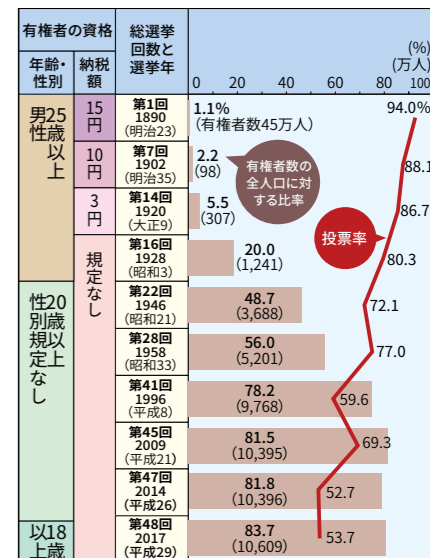
	大日本帝国憲法	松本案(おもな内容)
第3条	天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス	天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス
第11条	天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス	天皇ハ軍ヲ統帥ス
第12条	天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム	軍ノ編制及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第55条	国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス	国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ帝國議會ニ対シ其ノ責ニ任スル

4 松本案と大日本帝国憲法の比較

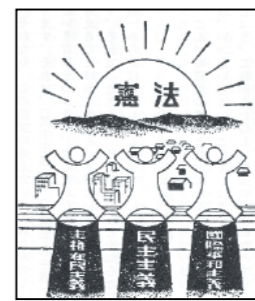
資料 憲法草案要綱 憲法研究会

- 一、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス
- 一、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
- 一、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル
- 一、国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ出生又ハ身分ニ基ク一切ノ差別ハ之ヲ廃止ス

5 「憲法研究会」による草案 憲法学者らが民間の憲法研究会を結成し、作成した憲法草案。GHQがマッカーサー草案をまとめる際に参考にしたといわれる。



6 日本における選挙権の要件と有権者数、投票率の推移(衆議院議員選挙) 2015年に公職選挙法が改正され、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられた。これにより、有権者としてあらたに約240万人が加わり、2016年には参議院議員選挙で投票がおこなわれた。



7 『あたらしい憲法のはなし』のさし絵 1947(昭和22)年に、文部省(当時)が中学1年生用の教材として発行した。

- ▶1 **欽定憲法** 君主主権の原理にもとづき、君主の権威と意思で制定された憲法のこと。国民主権の原理にもとづき、国民によって制定された憲法は**民定憲法**という。
- ▶2 **憲政擁護運動** 1912(大正元)年と1924(大正13)年の2度にわたっておこなわれ、1924年には、加藤高明を首班とする護憲三派内閣が成立した。以後、1932(昭和7)年の五・一五事件までは、衆議院の多数党が組閣する政党内閣が続いた。
- ▶3 **天皇大権** 天皇が帝国議会(貴族院・衆議院)の協賛なしに権能を行使できる事項のこと。大日本帝国憲法の規定では、衆議院と貴族院からなる帝国議会は天皇の協賛機関、内閣は天皇の輔弼機関、裁判は「天皇ノ名ニ於テ」おこなわれるというように、天皇は、立法・行政・司法などに関するいっさいの統治権を「総攬」していた。
- ▶4 **国体** 万世一系の天皇が主権者として統治するとされた国家形態で、日本独自のものとされた。
- ▶5 **憲法草案とマッカーサー** 松本案は大日本帝国憲法とあまり異ならなかった。マッカーサーは、これでは日本の民主化を徹底することは不可能であり、また、従来どおりの天皇制の存続を認めたのでは、天皇制の全面的廃止を主張する連合国内部の意見をおさえることができないと考えた。



1 育児休業をとり、子どもの世話をする男性 育児参加に積極的な男性をイクメンとよんで評価する向きもあるが、現実には男性の育児取得率は、女性が80%強であるのに対して、6%強にすぎない。

▶ 1 法の下での平等 このことは合理的理由にもとづく区別、たとえば一定年齢以上の者に選挙権をあたえたりすることを禁止するものではない。



3 全国水平社 奈良県で1931年12月に開催された第10回大会のようす。左は京都で開催された創立大会(1922年3月、3000人参加)への参加をよびかけるチラシ。

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.858	12	フランス	0.779
2	ノルウェー	0.835	14	ドイツ	0.776
3	スウェーデン	0.822	15	イギリス	0.774
4	フィンランド	0.821	16	カナダ	0.771
5	ニカラグア	0.809	51	アメリカ	0.720
6	ルワンダ	0.804	70	イタリア	0.706
7	ニュージーランド	0.801	110	日本	0.662
8	フィリピン	0.799	(149か国中)	(2018年)	
9	アイルランド	0.796			
10	ナミビア	0.789			

2 ジェンダーギャップ指数(GGI) ジェンダーとは、社会的・文化的につくり上げられた性差のこと。ジェンダーギャップ指数は世界経済フォーラムが作成した指標で、経済・政治・教育・健康の観点から、男女の平等の度合いを国ごとに数値化したもの。格差が大きいほど0に近づく。(世界経済フォーラムによる)

11 法の下での平等

自由と平等

人間は一人ひとり多様な個性をもった存在であり、社会的関係などにおいて差別されることがあってはならない。フランス人権宣言第1条は「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる」と規定している。共同の利益の上

のみ設けることができる「社会的差別」とはどのようなことだろうか。日本国憲法は、法の下での平等についてどのように規定しているのだろうか。平等について、法や制度と人びとの意識との両面から、現代の社会において克服しなければならない問題について考えていこう。

法の下での平等

平等権は、自由権とともに近代以降にその実現が追求されてきた権利である。大日本帝国憲法のもとでは、華族制度のような政治的・社会的な差別的制度が設けられていた。これに対して日本国憲法では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条①)と規定し、徹底した**法の下での平等**を宣言している。法の下での平等は、国家は法の適用において国民を差別してはならないということだけでなく、法の内容が不平等であってはならないということも意味している。

現代社会と差別問題

日本国憲法のもと、法の下での平等は、人びとのあだに制度として定着していったが、長い歴史のなかで形成されてきた差別や偏見など克服すべき課題も残っている。

まず、歴史的に形成された身分制度にもとづく**部落差別**の問題がある。1871(明治4)年に「解放令」(賤民廃止令)が出され、1922(大正11)年には全国水平社が結成され、**部落解放運動**が展開された。1965(昭和40)年の同和对策審議会の答申の後、いくつかの法律がつくられてきた。しかし、こんにちでも教育や就職の**機会均等**、結婚などの社会生活上に

において差別と偏見が残っており、政治的施策の強化と偏見の打破が求められている。2016年には部落差別解消法が制定された。

また、**女性差別**の問題がある。第二次世界大戦後の日本国憲法の制定や民法の改正により、女性の地位はいちじるしく改善された。日本は1980年に女性差別撤廃条約に署名し、1984年には国籍法が父系血統主義から父母両系の平等主義に改正された。1985年に成立した**男女雇用機会均等法**は1997年に改正され、募集・採用、配置・昇進についての機会均等の違反が禁止規定へと強化された。1999年には、男女の人権を尊重して活力ある社会を実現させることを目的として、**男女共同参画社会基本法**が制定された。しかし、政治や経済、公共的な分野での意思決定の場における男女の比率のバランスや、職場や家庭における性別役割分担の意識など、実質的な男女平等の実現に向けた課題はまだ多い。

さらに、**民族差別**の問題がある。1910(明治43)年から1945(昭和20)年まで、日本は朝鮮を植民地とし、国内の労働力不足をおぎなうために朝鮮の人びとなどを**強制連行**した。現在でも日本に生活の基盤をもつ約30万人の在日韓国・朝鮮人(在日コリアン)に対する差別と偏見が解消したとはいえない。また、日本国内のアイヌ(アイヌの人たちの言葉で人間の意)に対する偏見の解消も残された課題である。

このほかにも、心身に障害のある人、子どもや高齢者、HIV(エイズウイルス)感染者、ハンセン病の元患者(回復者)、受刑期間を終えた出所者への差別など、さまざまな形での社会的な弱者・少数者(マイノリティ)に対する差別や偏見もみられる。私たちは法の下での平等の意義を理解し、個人の尊厳を認め合う社会の建設につとめなければならない。

★ アファーマティブ・アクション

個人の尊重という日本国憲法の原則のもと、すべての人に平等を保障するためには、**機会の平等**としての**形式的平等**だけでなく、**結果の平等**としての**実質的平等**の実現を重視する考え方も生まれ、その考え方にそった政策もおこなわれてきている。たとえば積極的差別是正政策としてアメリカの**公民権運動**から生まれた**アファーマティブ・アクション**(欧州や日本などでは**ポジティブ・アクション**ともいう)にもとづいて、それまで差別されることがあった少数民族や女性などに対して、雇用や入学などで**優遇措置**がとられることがある(→p.166)。

考えてみよう

実質的平等をめざすための優遇措置は、どこまで認められるのであろうか。



4 アイヌ民族の先住民族決議(2008年6月10日、衆議院) 2007年の国連総会で「先住民族の権利宣言」が採択されたのを受けて、2008年、衆参両院で、アイヌ民族を日本列島北部、とりわけ北海道の先住民族とすることを求める決議が全会一致で採択された。アイヌ文化振興法(1997年制定)に代わって2019年に制定されたアイヌ民族支援法では、法律としてはじめてアイヌを先住民族と明記した。

▶ 2 民族差別の問題 近年、大阪や東京などで、在日外国人への差別をあおる暴力的な街宣活動(ヘイトスピーチ)がおこなわれ、問題化した。2016年にヘイトスピーチ規制法が成立し、規制条例を設けた地方公共団体もある。

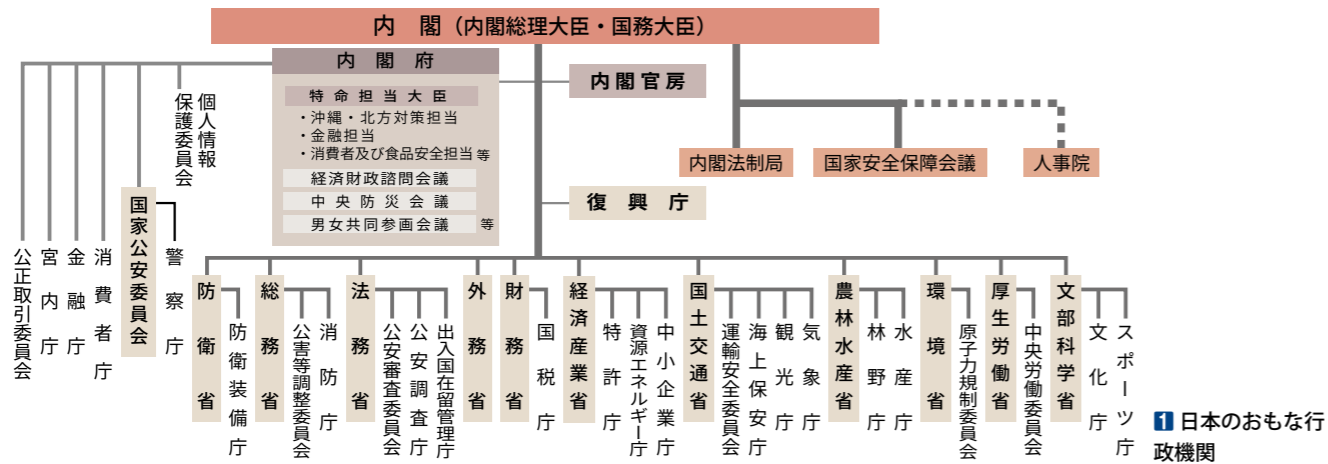
▶ 3 性的少数者に対する差別 LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)など性的マイノリティの人びとに対し、根強い偏見と差別がみられるが、たとえば同性婚を法制化した国は20か国以上に広がるなど、差別解消にむけてのうごきもある。日本では東京都渋谷区が条例を制定したのをはじめ、同性カップルに対してパートナーであることの公的な証明書を発行したり、性的少数者に対する差別を禁止する条例をもうけたりする地方公共団体も出てきている。また、同性婚の法制化をもとめる訴訟が提起されている。

判例 1 婚外子への遺産相続差別

結婚していない男女から生まれた婚外子の遺産相続分について、結婚した夫婦の子(嫡出子)の2分の1とした民法の規定が憲法の法の下での平等に反するとしておこされた裁判。

最高裁は2013年、従来の判例を変更してこれを違憲とする決定をおこなった。出生に選択の余地がない子どもの立場を尊重したものである。

これを受けて2013年末の国会で、民法の同規定を削除する法改正がおこなわれた。



2 内閣を構成する内閣総理大臣と国務大臣 (2019年,第四次安倍晋三第二次改造内閣)

▶ 1 行政権 行政権とは、国家の権能のうち立法権・司法権を除いたもので、国会の制定した法律を具体的に執行する権限をいう。

▶ 2 国務大臣の任命・罷免権 首相は、自ら任命した大臣を任意に罷免することができる (第68条)。



3 衆議院の解散が決まった瞬間 (2009年)

19 内閣

日本国憲法下の内閣

第二次世界大戦以前の日本でも、衆議院の多数党の党首が内閣を組織することが慣例となった時期があり、二大政党間の政権交代も実現していた。

しかし、大日本帝国憲法は議院内閣制を保障しておらず、法的には、内閣は帝国議会に責任を負わず、各大臣が天皇に

対して個別に責任を負うだけであった。したがって、衆議院の多数派勢力を無視して内閣を組織することも可能だった。そのような内閣を「超然内閣」という。

これに対して、日本国憲法は、内閣は「国会に対し連帯して責任を負ふ」(第66条③)と規定し、明確に議院内閣制の政治制度を採用している。

議院内閣制

議院内閣制とは、国会の信任にもとづいて成立した内閣が、行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う仕組みをいう。国会議員のなかから国会の議決で指名された内閣総理大臣(首相)は、各国務大臣を任命する権限をもち(その過半数は国会議員。第68条①)、内閣を組織・運営する。

国会の解散

日本では、内閣は、内閣不信任決議案が可決された場合以外にも、憲法第7条(天皇の国事行為と内閣の助言・承認)を根拠として、内閣の判断によって衆議院を解散することができる(7条解散)。そのため、頻りに解散がおこなわれ、これまで衆議院議員が4年の任期をまっとうした例は一度しかない。衆議院が解散されているあいだに緊急に国会を開く必要が生じた場合には、参議院の緊急集会が開かれる(第54条)。

しかし、諸外国では、日本ほど頻りに議会下院の解散がおこなわれているわけではない。議院内閣制であっても、ノルウェーのように解散の仕組みをもたない国もあり、その場合、不信任決議案が可決されると、内閣は総辞職するしかない。イギリスの首相は比較的自由に解散権を行使してきたが、2011年に固定任期議会法が成立し、首相の判断だけで下院を解散することはできなくなった。

深める視点

内閣は、衆議院で不信任の決議案が可決されるか、信任の決議案が否決されるかした場合、10日以内に衆議院を解散するか、総辞職しなければならない(第69条)。解散がおこなわれると、あらためて民意を問うために、その日から40日以内に衆議院議員の総選挙が実施される。

5 総選挙の日から30日以内に国会(特別会)が召集され(第54条①)、内閣は総辞職して、新しい首相が指名される(第70条)。

内閣の組織と権限

内閣は、首相と国務大臣によって構成される合議体であり(第66条①)、内閣の意思統一をはかるため、閣議は全会一致を原則としている。行政権の主体である内閣は、国会が決定した法律および予算を執行し、行政事務を統括するほか、予算案の作成、条約の締結、恩赦の決定などの権限をもつ(第73条)。法律案などの議案は、与党の意向、野党との調整、世論やマスコミ・圧力団体の動向などを考慮しながら各省庁が起草し、閣議決定を経て国会に提出される。首相は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、国の行政や外交について国会に報告するとともに、行政の各部門を指揮監督する(第72条)。

近年の日本では、首相と内閣の指導力を強化し、省庁の枠組みをこえた政策立案を可能にすることが政治改革の課題とされてきた。1998年に中央省庁等改革基本法が制定され、2001年1月から内閣府を中心とする1府12省庁制に移行したことにとともに、内閣府には総合調整の権限があたえられ、また、首相には閣議での発議権が認められた。

行政監視と国会の役割

内閣が行政権を適切に行使しているかどうかを監視することは、国民代表機関としての国会の重要な任務のひとつである。とくに長期間、同一の政党が政権の座にある場合には、政治腐敗がおきやすくなり、行政監視の必要性も大きくなる。議院内閣制のもとでは、議会で多数を獲得した政党が与党(政権党、政権を与る党)として、立法と行政の両方の実権をにぎることが多いので、国会が行政監視機能を発揮するためには、とくに野党のはたらきが欠かせない。

考えてみよう

▶ 4 近年の日本で、一つの政党が衆議院の過半数を確保していても、他党との連立内閣を選択する場合は多いのはどうしてだろうか。



4 内閣総理大臣と国務大臣によって構成される閣議 首相が主宰し、全閣僚が出席する。会議は非公開、定例閣議が週2回開かれる。(2013年)



5 党首討論にのぞむ首相(左)と野党党首 党首討論は、イギリス議会のクエスチョン・タイム制度を手本とし、2000年の通常国会から導入された。衆参両院の国家基本政策委員会の合同審査会の場でおこなわれる。(2013年)

▶ 3 法律と命令 ここでいう法律とは、国会が制定する法規範だけをさし、憲法や命令とは区別される。

命令とは行政府が法律にもとづいて制定する法規範のことで、内閣が制定する政令のほか、内閣総理大臣または各省大臣がその所管事項について制定する内閣府令・各省令などがある。

本来法律で定めるべき事項を、法律の委任にもとづいて命令で定めることを委任立法とよぶ。

▶ 4 連立内閣 下院の過半数議席を占める政党が存在しない場合に、複数の政党が協力してつくられる内閣。連立政権ともいう。

連立内閣は、複数の政党の政策を通じて国民の多様な意見を吸収しやすくなる一方で、各党間での政策の調整に時間がかかるため、首相の指導力は弱まる傾向にある。

1 討論してみよう

資料や根拠をもって「討論」「説得」「合意を形成」することを学びましょう。

【ミッション】

あなたは高校の部活動の部長です。体育館で活動する4つの部で、平日（月曜日から金曜日）の放課後の体育館の使用わりあてをきめることになりました。



A. バスケットボール部 B. バレーボール部 C. バドミントン部 D. 卓球部



4人で一つのグループをつくり、ひとりずつ上のA, B, C, Dの部長になり、話し合って体育館の使用わりあてを決めてください。各部長は、設定1・2を考慮して、自分の部の活動に必要なわりあてを確保することをめざしましょう！

設定1 各部の人数と昨年の実績

バスケットボール部	男子 30人	ブロック大会で敗退
	女子 22人	ブロック大会で敗退
バレーボール部	男子 12人	県大会ベスト16
	女子 24人	県大会1回戦敗退
バドミントン部	男子 16人	ブロック大会で敗退
	女子 16人	県大会ベスト8 個人戦県大会上位
卓球部	男子 5人	地方大会2回戦敗退 個人戦県大会上位
	女子 8人	県大会ベスト4 個人戦県大会上位



クローズアップ1 主権者としての考え方や行動を身につけよう

主権者とは何でしょうか？

主権者とは、その国のあり方や将来を決めることができる人のことです。つまり、選挙などで政治の最終的な意思決定をする＝「将来の日本を決める」人のことです。

主権者にとって必要な考え方や行動力は、どのようなものでしょうか？

国や社会の問題を自分の問題としてとらえること、自ら考え、判断し、行動すること、判断し行動するための知識を収集できることが必要です。

主権者に必要な考え方や行動力を、討論や、請願書の作成、政策の比較をおこなって、身につけていきましょう。

どんな主権者教育がおこなわれているか

<p>イギリス</p> <p>中等教育（11～16歳）で実施される「シチズンシップ」という科目で学ぶ。イギリス議会事務局が実施する「模擬議会」や各地から選出された青少年議員が活動する「英国青少年議会」がある。</p>	<p>アメリカ</p> <p>州によってちがうが、10年間実施される州が多い。時事問題に関する教育が重視されている。また、実際の選挙に合わせて「キッズ投票」とよばれる模擬大統領選挙などがおこなわれている。</p>	<p>ドイツ</p> <p>中等教育（11～18歳程度）で実施される「政治」「社会科」「郷土科」などで学ぶ。政治教育センターが教材などの開発をおこなっている。児童向けの政治教育コンクールも開催されている。</p>	<p>フランス</p> <p>6～16歳の10年間実施。教科としての取り組みより、学校教育全体を通じた目標となっている。児童・生徒の代表が「地域評議会」とよばれる地域の会議に参加し、児童・生徒の立場からの意見表明ができる。</p>
---	---	---	--

大学生が国会議員！？



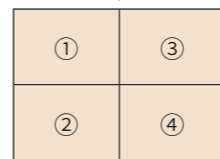
2014年11月のアメリカ中間選挙では、大学生のセイラ＝ブレアさん（共和党所属・当時18歳、左）がウェストバージニア州の下院で当選した。ウェストバージニア大学1年生で、選挙では63%の得票率で民主党候補に圧勝した。同州での最年少議員となった。一方、イギリスでは2006年の法改正で下院被

選挙権が21歳から18歳に引き下げられ、2015年5月の総選挙では、マリ＝ブラックさん（スコットランド民族党[SNP]所属・当時20歳、右）がスコットランド南西部ベイズリー－レンフルシャーサウス選挙区で当選した。グラスゴー大学の大学生であるブラックさんは、過去350年間のイギリス議会以最年少の議員となった。

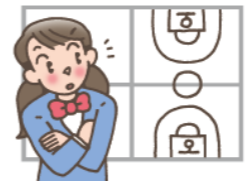


設定2 体育館の区分と各部の練習に必要な面積

体育館は、最多で4分割で使用できる。



A. バスケットボール部



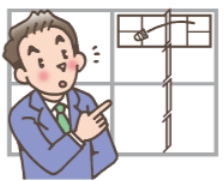
・1/2面だと、男女どちらかだけがオールコートの練習ができる。
・1/4面だと、シュートと小さなフォーメーションの練習しかできない。

B. バレーボール部



・1/2面だと、男女どちらかだけがオールコートの練習ができる。
・1/4面だと、スパイクの練習などはできるが、サーブ練習の距離が足りない。

C. バドミントン部



・1/2面だと、ネットを4張り張ることができる。
・1/4面だと、2張りしかネットを張ることができない。

D. 卓球部



・1/2面だと、卓球台を6台置いてすべての練習ができる。
・1/4面だと、台を3台しか置けない。

【話し合いの準備】

▶ どれだけ要求しますか？

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
①	③	①	③	①	③
②	④	②	④	②	④

▶ どう主張しますか？

→ 討論へ！

【討論のあとに】

ふり返ってみよう

- 対立を理性的にとらえることができたか？
- 合意に至るには何が必要か？
- 体育館をムダなく最大限活用できているか？
- 決定の手続きや結果は公正だったか？ 「公正」の基準はどのようなものだろうか？

2 請願書を作成してみよう

社会の課題を見つけ、公的機関に伝える方法を学びましょう。

“請願とは”

国や地方公共団体に、施策などに関して希望を述べるものです（→ p.29）。

ここでは、地域の身近な課題を見つけ、地方公共団体に提出する想定で、請願書を作成してみましょう。

1 課題を見つける

● 自分たちの地域社会のなかで困っていて、地方公共団体に解決して欲しいことがあるか、家族や地域の人にたずねたり、クラスで話しあったりしよう。

たとえば…週3回だったゴミ収集が2回に減って困っている。市バスの路線が変更になって困っている。駐輪スペースが狭くて困っている、など。

2 請願の方法を調べる

● 請願の方法は、ほとんどの地方公共団体のホームページに掲載されているので、それを参考にしよう。

3 請願書のかたちにまとめてみよう

● 請願書の書式を整えていこう。
「請願項目」「請願理由・経緯」「請願の根拠」など、求める解決に向けて自分の考えをきちんとまとめよう。

実際に提出された請願はどのように扱われるのか

請願が議論される委員会を傍聴したり、地方公共団体のホームページで請願についての会議録や審査結果をみたりしてみよう。

3 各党の政策を調べて比較してみよう

選挙で投票する政党を選ぶ際の方法や注意点について学びましょう。

“政策の比較・検証”

各党の政策に賛成かどうか、○×をつけてみましょう。○が一番多い政党が、とりあえずあなたが投票すべき政党の第一候補ということになりますが、もう一歩進んで検証してみましょう。



1 各党が発表している政権公約を集めよう
情報はどこから得られるだろうか？

2 各党の公約を分野ごとにそろえて賛否を検討しよう

自分の考えていることに近い政策に○を、自分の考えとは違う政策に×をつけてみよう。

3 よいと思った政策について検証してみよう

・その政策は実現可能か？
・他の重要な利益とトレードオフ（→ p.80,130）になっていないか？

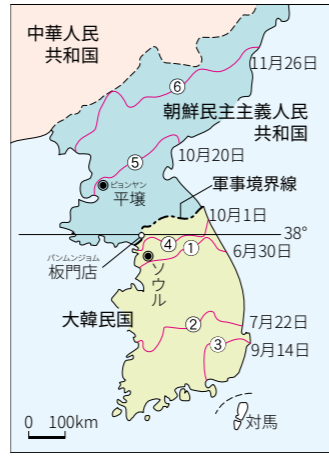
4 各党が政策にどう取り組んだかチェックしよう

政策にどのように取り組んでいるか、どの程度実現しているか、確認してみよう。





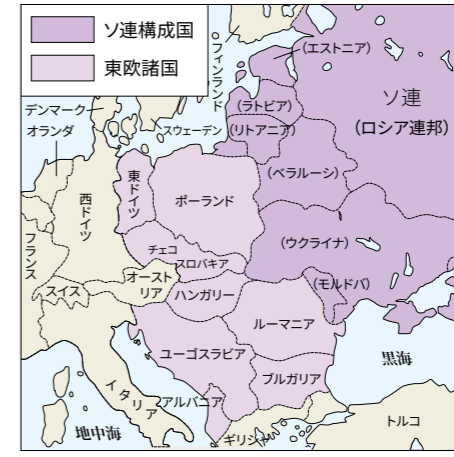
1 ヤルタ会談 左からチャーチル英首相、F.ローズヴェルト米大統領、スターリン・ソ連首相。(1945年2月、ソ連・ヤルタ)



2 朝鮮戦争の推移 ①～⑥は1950年当時の前線の位置を示す。



3 ニクソン米大統領の訪中 毛沢東主席(左)と握手するニクソン。(1972年)



4 冷戦期の東欧とソ連 (1980年代)



5 マルタ会談 冷戦の終結を発表するブッシュ米大統領(第41代、左)とゴルバチョフソ連共産党書記長。(1989年12月)

32 冷戦期の国際政治

……………【戦後国際政治の歴史】

冷戦とは

第二次世界大戦後、まもなく、アメリカとソ連は、民主主義・資本主義と社会主義のいずれが優れた政治・経済体制であるかをめぐり、はげしく対立した。

冷戦は、このように民主主義・資本主義と社会主義のイデオロギー対立を中軸とするものであったが、同時に米ソという二つの超大国によるパワー・ポリティクス(権力政治)という側面もあった。冷戦はどのようにしてはじまり、そして終わっていったのだろうか。

冷戦のはじまり

第二次世界大戦中に、アメリカ・ソ連・イギリスの首脳は、戦後世界のあり方について話し合い(ヤルタ会談)、大国間の協調のもとで国際社会を指導していこうと考えた。しかし、ヨーロッパでの戦争が終わると、ソ連は東ヨーロッパの地域に、次々と社会主義政権を打ち立てていった。他方、中国でも社会主義勢力が強まっていった。アメリカでは、このような状況をソ連の膨張主義のあらわれであると受けとめた。

1947年、アメリカはトルーマン・ドクトリンを発表し、

<外交における現実主義とは何か>

冷戦の時代、アメリカとソ連は自国の体制を「善」とし、相手国の体制を「悪」とみる傾向があった。これに対して、アメリカの現実主義者とは、外交は国益にもとづいて進められるべきであると主張し、国際政治を「善悪」でみることを批判した。

社会主義国の勢力の拡大を防ぐ、封じ込め政策をとることを宣言した。同年、西欧諸国に対する大規模な経済援助計画であるマーシャル・プランを発表した。1949年には、アメリカは西欧諸国およびカナダとのあいだで、北大西洋条約機構(NATO)を結成した。ソ連は、これに対抗して、1955年にワルシャワ条約機構(WTO、東欧友好協力相互援助条約機構、1991年解散)を結成した。

1949年に中華人民共和国(中国)が成立し、1950年、中ソ友好同盟相互援助条約が締結された。冷戦はアジアにも拡大し、1950年6月に朝鮮戦争が勃発した。

冷戦が進行したため、ドイツは東西に分断され、朝鮮半島およびベトナムは南北に分裂したままであった。

二極から多極へ

1953年ごろから、世界は平和共存に向かうようになった。1962年にキューバ危機がおこり、全世界は米ソによる核戦争の瀬戸際まで追い込まれた。しかし、キューバ危機を回避したことで、米ソは接近し、偶発的な核戦争を回避するためにホットライン(非常用直通電話回線)を設置した。1963年には米・ソ・英3か国は、大気圏内外と水中での核実験を禁止する部分的核実験禁止条約(PTBT)を結んだ。

米ソ間の緊張緩和(デタント)が進むにつれて、米ソそれぞれの陣営において独自の立場をとる国が出てきた。フランスは、ドゴール政権のもとで1960年に核兵器を保有し、1964年には中国と国交を樹立した。中

国も、ソ連との対立がしだいに強まり、1964年に核兵器を保有した。東欧においても、ソ連から自立した政策をとろうとする国があらわれた。

米中接近・新冷戦・冷戦の終結

1971年、中華人民共和国が国連における代表権をそれまでの中華民国(台湾)にかわり承認されると、翌72年にアメリカのニクソン大統領は中国を訪問し、米中関係の改善をおこなった。こうして、1979年には米中国交正常化が実現した。他方、ソ連は1979年末にアフガニスタンに侵攻し、米ソ関係は新冷戦とよばれるほど悪化した。

1985年に成立したソ連のゴルバチョフ政権は、ペレストロイカ(建て直しの意味)とよばれる改革を進め、いろいろな価値や意見に柔軟に対応する「新思考」にもとづく外交を展開した。1989年後半に、東欧諸国では政治の民主化を求める運動が急速に広まり、共産党の一党独裁体制は次々に倒された。

1989年12月、ブッシュ(父)・アメリカ大統領とゴルバチョフ・ソ連共産党書記長はマルタで会談し、冷戦の終結を宣言した。1990年10月にはドイツが統一され、1991年12月、ソ連では独立国家共同体(CIS)が成立し、連邦自体が消滅した。

非同盟主義と南北問題

第二次世界大戦後の国際政治は東西冷戦に強く影響され、アジアでは朝鮮戦争やベトナム戦争がおこり、冷戦は「熱戦」化した。

しかし、国際政治は冷戦だけでうごいていたわけでは

なかった。多くのアジアやアフリカの新興国は、「第三世界」として団結した。これらの国々には1955年、インドネシアのバンドンでアジア-アフリカ会議(A・A会議)を開き、植民地主義に反対し、米ソの平和共存を求めるバンドン10原則を採択した。また、インドのネルー首相やユーゴスラビア連邦のチトー大統領らの主導のもとに、多くの新興国は東西いずれの陣営にも属さない非同盟主義にもとづく外交政策をかかげた。

非同盟主義をかかげる国や発展途上国は、国連総会において77か国グループをつくり、南北間の経済格差の是正を求め、1970年代から80年代にかけて、先進諸国と対立するようになった(南北問題)。

▶1 米ソの接近 米ソ両国間の核兵器による恐怖の均衡、1953年のソ連指導者・スターリンの死、非同盟諸国による平和共存の模索なども米ソの平和共存をうながした。

▶2 中ソ対立 1950年代半ばに中ソ論争がはじまり、1960年代末には中ソ国境紛争がおこった。

▶3 ソ連からの自立 1956年、ハンガリーでソ連からの自立を求めるハンガリー事件がおこったが、ソ連軍が介入した。

1968年にはチェコスロバキア(当時)において、共産党への権力の集中を排除し、西側諸国とも経済交流を深める政策がかかげられた(プラハの春)。これに対してソ連軍などのワルシャワ条約機構軍が介入した。

▶4 冷戦の激化と代理戦争 冷戦時代には、第三世界の国どうしの紛争や国内での対立に米ソが介入し、それぞれが支援する国やグループは激しい戦闘をくり広げた。こうした紛争・戦争は、米ソの代理戦争ともいわれた。



1 同時多発テロ 2001年9月、テロリズムによって崩壊するニューヨークの世界貿易センタービル。この事件を契機にアメリカは、テロをおこしたとされるイスラーム過激派の本拠地があったアフガニスタンへの報復攻撃をおこなった。

▶ 1 戦争と紛争 国際法では、戦争とは一般に国家と国家の間の大規模な武力衝突を意味する。

▶ 2 民族間の衝突 旧ユーゴスラビア連邦では分裂と武力衝突がくり返され、自民族以外を排除しようという、民族浄化の考え方も広がった。結局スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナなどの6つの国に分かれ、さらに2008年には、コソボ自治州がセルビアから独立を宣言した。

▶ 3 テロ (テロリズム terrorism) みずからの政治的目的を達成するためにおこなう、暴力の使用や威嚇行為をいう。無差別に一般の人を巻き込むテロが近年頻発しているが、もともとは、フランス革命時に革命政府がおこなった「恐怖政治」が語源となっている。

▶ 4 民主化の進展 南アフリカ共和国では1991年、アパルトヘイト(人種隔離政策)が法的に廃止されるなど民主化が進んだ。

▶ 5 ロシアとウクライナの衝突 2014年3月、ロシアは、それまでウクライナ領であったクリミア共和国をロシアに編入したが、アメリカやEU、日本はこれを認めず、ロシアに対する制裁措置を実施している。



2 「アラブの春」 エジプトの首都カイロで戦車を取り囲む反政府デモの群衆。こうしたうごきが全土に広がり、30年におよぶムバラク政権が崩壊した。(2011年1月、エジプト・カイロ)

33 現代の国際政治

米欧中心の国際社会にかわるものは？

国際社会では、かつては米欧にパワーが集中していたが、現代では、中国を筆頭に、BRICS(ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ)諸国が台頭するなど、パワーシフトが顕著になっている。また、主権国家だけでなく、EUのよ

うな地域統合体やさまざまな地域的枠組みが重要性を増し、テロ組織や国際NGOのような非国家的アクター(主体)も国際政治に大きな影響をおよぼすようになっている。現代の国際政治の特徴はどのようなものだろうか。

新しい戦争とテロ組織

冷戦終結後の世界では、政治的イデオロギーによる制約がなくなったことで、民族や宗教・宗派などにもとづく集団のあいだでの紛争が頻発した。たとえば多民族国家であったユーゴスラビア連邦(当時)は、冷戦が終わりに向かうころに分裂し、それぞれの民族集団のあいだで武力衝突がくり広げられた。特定の集団だけを殺戮する集団的殺害(ジェノサイド)もおこった。

2001年9月、アメリカで、ニューヨークの世界貿易センタービルなどを破壊する**同時多発テロ**がおきた。テロ自体は新しい現象ではないが、同時多発テロは、これまでのテロとは違い、大規模な破壊力をみせつけるものであった。

国内の民族集団や宗教・宗派の集団のあいだでくり広げられる戦闘や、国家とテロ組織の間でおこなわれる武力衝突は、国家間での戦争と対比して「新しい戦争」(非対称戦争)といわれる。

「民主化の波」のゆくえ

一方で冷戦終結後、世界で民主化のうごきが拡大した。旧東欧諸国では、社会主義体制から民主主義・資本主義体制への転換がはかられ、西側先進諸国は、経済援助などにより、これらの国の体制移行を支援した。しかし、旧ソ連邦諸国のなかでは、ウクライナがロシアと武力衝突に至っている。

2010～11年には、チュニジア、エジプト、リビアにおいて長期にわたる独裁政権が、一般市民による行動からはじまる反政府運動により倒され、「アラブの春」が進展した。さらに2011年には、シリアでも民主化をもとめて、アサド政権の打倒をめざす反政府運動が展開し、内戦状態となった。このような状況において、IS(「イスラム国」と自称する過激派組織がシリアおよびイラクで支配地域を広げ、ISから逃れるために、大量の人びとが難民化した。

アクターの多様化

こうした情勢のもと、主権国家だけではなく、さまざまなアクターが国際関係において重要な役割を果たすようになってきた。

まず、地域的な組織や地域的な枠組みがますます重要になってきている。ヨーロッパでは、**マーストリヒト条約**(1992年調印、93年発効)により、**欧州連合(EU)**が成立し、EU加盟国は経済分野だけでなく、安全保障・外交問題から司法・警察などの分野でも協力しあうことになり、加盟国の国家主権はさまざまな制約を受けるようになってきた。

台頭が著しい中国が関係した組織も注目されている。2001年には中国・ロシア・中央アジア諸国からなる**上海協力機構**が設立された。2014年には中国が「**一帯一路**」とよぶアジア・ヨーロッパ・アフリカを包含する**経済圏**構想を打ち出した。中国の主唱により2015年に設立された**アジアインフラ投資銀行(AIIB)**は、現在では加盟国が100か国に達している。**BRICS**諸国の台頭を反映する**新開発銀行**も設立されている。国際的な**NGO**も、国際政治に大きな影響をもつようになっている。

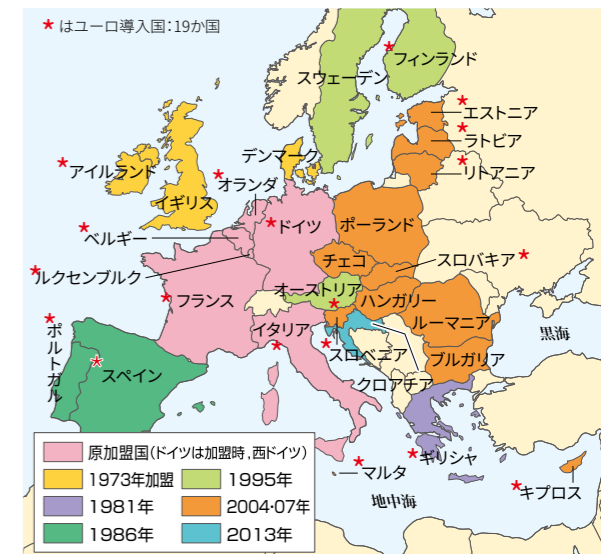
国際社会における人権問題

冷戦終結後、国際社会では、人権保障は人類共通の目標であると考えられるようになり、世界各国における人権抑圧は国際社会の問題としてとりあげられるようになった。

2010年、人権問題や民主化運動に取り組んできた中国の**劉暁波氏**(2017年死去)にノーベル平和賞が授与された。しかし、中国は内政不干渉を主張し、彼は中国で投獄されたままで、授賞式に参加できなかった。国際社会は、このような問題にどのように対応すべきだろうか。

考えてみよう

ある国で、特定のグループに対するジェノサイドがおこなわれるおそれがあるとき、国際社会は、これを阻止するために、必要であれば軍事的にも介入すべきだろうか。



3 EU加盟国の広がり 2019年現在、加盟国は28か国。1967年発足のEC(→p.150)の時代から、加盟国の拡大とともに、その組織や統合の内容も複雑になってきた。2016年、イギリスではEUからの離脱の是非を問う国民投票で離脱への投票が残留を上回った。

▶ 6 EU加盟国の国家主権 2009年に明るみにでたギリシャの財政危機に対して、EU、とくにユーロ導入国は、ギリシャ政府に緊縮財政政策の実施を強く迫った。

▶ 7 上海協力機構 現在はインド・パキスタンも加わった8か国が加盟している。

▶ 8 新開発銀行 通称BRICS銀行。2011年設立。BRICSの5か国が運営する。

▶ 9 グローバル・ガバナンス 多様なアクターにより形づくられる現代の国際関係を、グローバル・ガバナンス(地球社会の統治・運営)とよぶようになってきている。



4 劉暁波氏に贈られた賞状とメダル ノーベル平和賞授賞式で、空席に置かれた。(ノルウェー・オスロ)

現代の経済

政治だけでなく経済もまた、人と人をつなぐはたらきをしている。こんにちでは、情報化の進展にあわせて、モノ・人・資本が国境をこえてはげしく移動し、国際社会は経済的にもかつてみられないほどに強く結びついている。

1 人間と政治 (7 ページ)

保護する事例：戦争やテロなどがおきたときに、国民の生命・財産を軍隊が守る。抑圧する可能性がある事例：戦争などにもとめない、国民の基本的人権の制限を拡大する。

2 人間と法 (9 ページ)

立憲主義とは憲法に従って政治をおこなうことであるが、それにとどまらない意味を含む。ファシズムや第二次世界大戦の反省をふまえ、立憲主義の重要性が再認識されている。

4 民主政治の基本原則 (13 ページ)

たとえば、ナチスが台頭した時代のドイツについて、社会や経済の状況、ヒトラーとナチス党員の政界進出の経緯などを調べてみよう。また、日本の場合はどうだっただろうか。

5 世界の政治体制 (1) (15 ページ)

国民の直接選挙で首相を選出することになったら、どんな人が選ばれるだろうか。そのとき首相と国会の関係はどう変化するだろうか。地方公共団体の長と議会との関係も参考にして、考えてみよう。

6 世界の政治体制 (2) (17 ページ)

新しい憲法はどのようにするのか。憲法を決める手続きはどのようなものか。民主的な選挙を実施するにはどうしたらよいか。実際の例を調べてみよう。

8 日本国憲法の基本原則 (21 ページ)

改正賛成論：時代に合わなくなった憲法の条項は、法律と同じように柔軟に変えられるようにすべき。改正反対論：立憲主義の考えからすると、最高法規である憲法の改正には法律とは異なる厳しい条件を課すべき。

9 自由権の基本権 (1) (23 ページ)

憲法は被疑者・被告人の権利を、第33～40条で詳細に定めている。たとえば、第38条では自白が唯一の不利な証拠である場合は有罪とされない、とし、自白偏重を戒めている。

10 自由権の基本権 (2) (25 ページ)

表現の自由は、公権力に都合のよいように統制されてきた歴史がある。表現の自由も公共の福祉による制約は受けるが、政治的意思決定に国民が関与するためには、さまざまな意見が尊重され、相互の批判が許容されることが重要である。

11 法の下での平等 (27 ページ)

たとえば女性差別撤廃条約(→p.32)は、差別を是正するための特別措置についてどのように規定しているかを調べてみよう。

12 社会権と参政権・国務請求権 (29 ページ)

たとえば貧困や格差ということを中心に、社会保障、労働、また家族や教育に関してどんな問題があるとされているのか、調べてみよう。

13 人権の新しい展開 (31 ページ)

人権の衝突を調整する公共の福祉という考え方をふまえて、プライバシーの権利が優先される場合と、知る権利が優先される場合を、整理してみよう。

14 人権の国際的な展開 (33 ページ)

女性差別撤廃条約の批准にあたり、男女雇用機会均等法を制定した例、人種差別撤廃条約への加入にあたり、アイヌ文化振興法を制定した例などがある。日本が締結していない条約としては、国際人権規約の自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)などがある。

15 日本の平和主義と自衛隊 (35 ページ)

憲法を時代にに応じて柔軟に解釈することにより、政策を現実的に形成できるという解釈改憲を擁護する意見と、政府が恣意的な解釈をおこなう危険性があるので、のぞましくないとする反対意見がありうる。

16 日米安保条約と日本の安全保障 (37 ページ)

米軍基地の他地域への分散をすすめ、特定地域に集中している状態を改善すべきという意見や、沖縄県への集中は軍事戦略上の必要性に対応するものであり、その負担を補うために、沖縄県の経済振興策に力を入れるという意見などがありうる。

17 現代日本の安全保障 (39 ページ)

貢献する：日米安保体制を強化し、世界の平和に日本が果たす役割を高めることで、日本の安全保障に寄与する。貢献しない：アメリカの主導する有志連合型の武力行使に日本が「巻き込まれる」可能性が増大し、日本の安全保障に対する不安が高まる。

18 国会と立法過程 (41 ページ)

「ねじれ」国会における両院の対立とはすなわち、政府と野党との意見の対立である。両院協議会など両院の意見を調整するための仕組みを機能させるには、どのような条件が必要か。

19 内閣 (43 ページ)

連立内閣が成立したとき、衆議院と参議院で政党別の議席の配分はどうか、調べてみよう。

20 裁判所 (45 ページ)

裁判官は、自らの良心および憲法と法律以外のなものにも拘束されないこと、特別の理由なしにはやめさせられないことなど、一般の公務員よりも強い身分保障がなされている。経済的な保障も憲法で規定されている。

21 司法への国民の参加 (47 ページ)

2004年度から法科大学院が設立され、2003年には裁判迅速化法、2005年には公判前整理手続が導入された。また、裁判外紛争解決手続(ADR)が導入され、裁判にともなう費用や負担などの軽減が期待されている。

22 地方自治 (49 ページ)

地方公共団体の二元代表制の仕組みは、大統領制とも議院内閣制とも異なっている。長が単独で実行できる権限にはどのようなものがあるか。また、住民にできることはなんだろうか。

23 住民自治と地方分権 (51 ページ)

2014年には、内閣にまち・ひと・しごと創生本部(通称は地方創生本部)が設置されるなど、近年、地域活性化の方策に関する議論が活発におこなわれてきた。議論の内容を調べてみよう。

24 行政権の拡大 (53 ページ)

戦前の中央集権的な国家運営、第二次世界大戦後は行政権の拡大が、公務員数の増加をもたらした理由としてあげられる。1980年代以降の公務員数の減少は、小さな政府をめざす考え方ももつづく行政改革によるものと考えられる。

25 政党政治と世論 (55 ページ)

個人が多様な情報や意見を取り入れたり発信したりすることが容易になり、社会の変革をもたらす可能性がある。一方、自分の好みの情報にしか接触しない傾向がみられるとの指摘もあり、民主主義を支える多様性が損なわれる懸念もある。

26 選挙制度と民意 (57 ページ)

選挙制度は議会制民主主義が適切に機能するかどうかを決定する重要な意味をもっているため、その変更には国民の理解を得ることが必要である。イギリスなどでは選挙制度に関する国民投票を実施した。

27 政治参加 (59 ページ)

地方議会を身近な存在にするために、議会と住民の双方にできることを考えてみよう。また、なり手を増やすための制度改革としては、どのようなことが考えられるだろうか。

28 国際社会の形成 (63 ページ)

強い方と組む(バンドワゴニング=勝ち馬にのる)場合、戦争で勝利し勝利の分け前にあずかれるが、同盟の盟主はますます強くなり、第三国にとっても脅威となるかもしれない。弱い方と同盟した場合、二つの勢力のバランスをとり戦争を防ぐことができるが、勝利の分け前にあずかることはできない。

29 国際法の発達 (65 ページ)

例外扱いを認めることへの賛成論：紛争における武力行使で米軍が中心的な役割を果たす場合が多いことを考えると、国際刑事裁判所規程へのアメリカの参加は不可欠である。反対論：条約において、すべての国家は対等に扱われるべきであり、アメリカを例外扱いすることは国際刑事裁判を弱体化させる。

30 国際連盟から国際連合へ (67 ページ)

賛成論：国連の加盟国数は当初の51か国から193か国に増えたが、安保理事会の非常任理事国数は、加盟国数が118か国だった1965年に6か国から10か国に増やしたのみである。常任理事国以外の国からみれば、非常任理事国に選ばれ安保理事会に参加できるチャンスが縮小しており、安保理事国数の拡大を図ることは急務である。反対論：安保理事国数の増大は、審議の非効率化を招く。

31 国際連合の機能と活動 (69 ページ)

賛成論：人道支援を進めるために、強力な軍事力を用いても守る必要がある。反対論：多国籍軍が出動すると、多国籍軍の強制力に反対する勢力により、人道支援要員への襲撃がえかって増えてしまう、などがありうる。

33 現代の国際政治 (73 ページ)

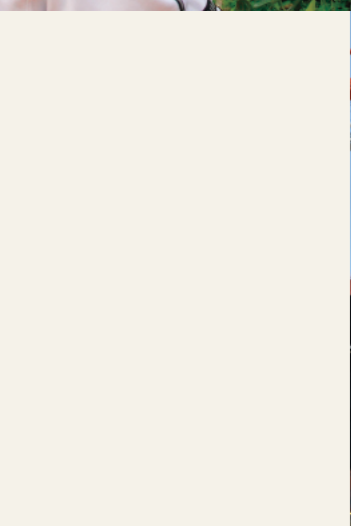
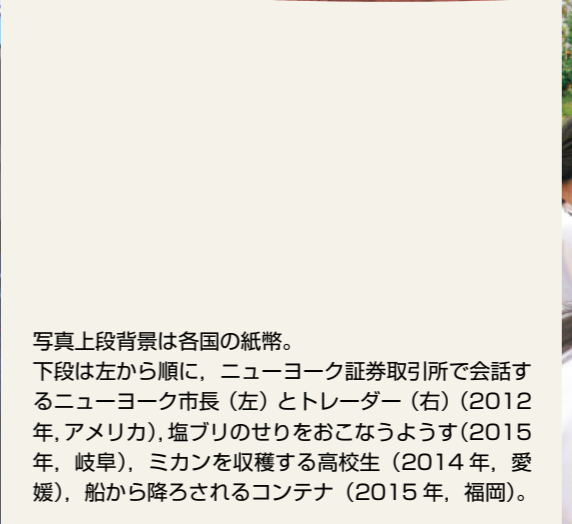
人道上の必要性が明白であれば、内政干渉であっても許されるとして、軍事的にでも介入すべきという「介入支持派」と、軍事的介入は一時的な対処でしかなく、ジェノサイドがおきる根本原因を取り除くことができなければ、かえって混迷をまねく危険があり、反対という「介入反対派」がありうる。

34 核兵器と軍縮のうごき (75 ページ)

近隣の海上に核ミサイルを撃ち込むことなどで相手に恐怖心をあたえることは可能であり、抑止力として核兵器はいまも有効だという意見のある一方、核兵器を使用すると、内外からきわめて強い批判がおり、大統領や首相はその座にとどまることはできないと予想され、政治的に核兵器はもはや使用できないという見方もありうる。

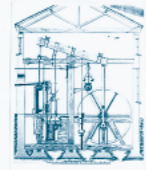
35 国際社会における日本の役割 (77 ページ)

企業の経済交流や、スポーツ・音楽などの文化交流、NGOやNPOによるはたらきかけなど、どんな取り組みが可能だろうか。



写真上段背景は各国の紙幣。下段は左から順に、ニューヨーク証券取引所で会話するニューヨーク市長(左)とトレーダー(右)(2012年、アメリカ)、塩ブリのせりをおこなうようす(2015年、岐阜)、ミカンを取獲する高校生(2014年、愛媛)、船から降ろされるコンテナ(2015年、福岡)。

1769年	ワット、蒸気機関を改良 このころイギリスで 産業革命はじまる	1890	アメリカ、反トラスト法成立	1932	オタワ会議、経済ブロック化はじまる
1776	アダム＝スミス 『国富論』	1894	日本、日清戦争をきっかけに産業革命がすすむ	1933	アメリカ金融恐慌、ニューディール政策の実施
1785	カートライト、 力織機の発明	1902	ロシア、シベリア鉄道完成	1936	ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』
1825	イギリスに最初の 経済恐慌おこる	1914	アメリカ、パナマ運河開通 第一次世界大戦(～1918)	1939	第二次世界大戦(～1945)
1837	アメリカに経済恐慌 おこる	1917	ロシア革命、社会主義国家の誕生		
1847	ドイツ・フランスに経済恐慌おこる	1921	ソ連、新経済政策(ネップ)を採用		
1867	マルクス『資本論』第1巻	1928	ソ連、第一次5か年計画を実施		
1869	スエズ運河開通 このころから企業の独占化がすすむ	1929	ニューヨーク株式市場で株価が大暴落、 世界恐慌はじまる		



▲ワットの蒸気機関



▲恐慌下のニューヨーク(セントラルパーク)



▲戦争の惨禍を告発したピカソの「ゲルニカ」

1 経済社会の発展 産業革命から第二次世界大戦の開始まで

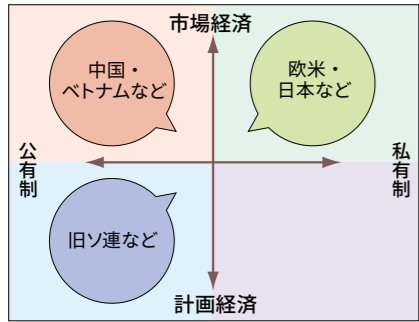
37 経済社会の変容と経済思想

さまざまな経済社会は、どのような経済社会を選択するかという問題と関連する。

経済社会は、土地などの生産要素の所有者がだれか(私有か、公有か)、どのような制度を通して資源を配分するか(市場によるか、計画によるか)により基本的に四つのタイプに分けられる。

一つは、資本主義市場経済の社会で、単に資本主義社会とか市場経済とよばれることが多い。現在の経済社会のほとんどは、このタイプである。その対極にあるのが、社会主義計画経済である。しかし現在、このタイプをとっている国はほとんどなくなっている。資本主義計画経済を標榜している社会は、現代の世界にはないが、市場経済をベースにしながらも計画的要素を取り入れている混合経済の社会はそのタイプに近い。

同じ資本主義市場経済の国でも、イギリスとアメリカが違いうように、あらゆる経済社会は文化や伝統にもとづきながら、それぞれの経済を運営している。また、この



2 経済社会のタイプ

タイプ分けでは簡単に分類できない国や地域も多い。

資本主義経済と社会主義経済 国は、はじめて産業革命を経験したイギリスである。その後、フランスやドイツ、アメリカなど産業革命を経験した国から資本主義経済が成立していく。

産業革命時代に、イギリスの**アダム＝スミス**は、その著『**国富論**』(『諸国民の富』)において、**分業**により社会の生産性は飛躍的に発展し、個人が正義のルールを侵さない範囲で、自分自身の私利私欲を追求しても、「**見えざる手**」によって、意図しないうちに公共の利益が達成されると述べた。これは後に市場経済のメカニズムを説明したのとして理解されていった。スミスの考え方や社会の分析方法は、現代の経済学の先駆けとなるもので、彼は**経済学の父**とよばれている。

スミスは、当時支配的だった**重商主義**の思想や政策を批判し、市場における自由競争によって経済は発展するという**自由放任**の思想を説いた。また、政府の役割はできるだけ小さくてもよいという「**安価な政府**」の考え方に道を開いた。

19世紀になると、資本主義経済の矛盾がめだってくる。**景気変動**がはげしくなり、恐慌とよばれる急速な景気後退が頻発した。貧富の格差も拡大し、階級の対立がはげしくなった。そのなかから、市場経済を基盤とする資本主義を否定して、社会主義経済を提唱する人たちがあらわれた。その代表者が、『**資本論**』などの著者**マルクス**

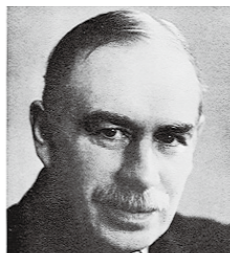


3 **アダム＝スミス** イギリスの古典派経済学者。

国家が個人の経済活動に干渉しない自由放任の考え方にもとづき、富の源泉を国民の労働に求める立場を確立した。



4 **マルクス** ドイツの哲学者・経済学者。友人のエンゲルスとともに『**共産党宣言**』を著し、労働者の団結をよびかけた。『**資本論**』では資本主義経済の矛盾を明らかにし、社会主義革命の根拠を示した。



5 **ケインズ** イギリスの経済学者。

著者『**雇用・利子および貨幣の一般理論**』は、有効需要政策を提唱するなど、現代の資本主義経済の運営に大きな影響をあたえた。



6 **TVA**(**テネシー川流域開発公社**)による**ワッツバー-ダム**をくり返すテネシー川にダムを建設し、治水・電源開発・雇用拡大に成果をあげた。ニューディール政策のなかでも、代表的な政策として知られている。

クスである。

マルクスは、資本主義経済においては労働者の労働によって生み出された剰余価値を資本家が搾取しているとして、資本家が存在しない社会主義への移行の必然性を説いた。マルクスやその後継者の思想は、この時期に登場してきた工場労働者を中心とする労働者階級の人びとに大きな影響をあたえ、社会主義運動の理論的支柱となった。

一方、19世紀後半には、市場での競争によって、もっとも効率的に資源配分の問題の解決が可能であるという主張も、**ジェボンズ**、**ワルラス**、**メンガー**などの経済学者から提唱された。

20世紀に入り、資本主義経済は二つの大きな挑戦を受けた。

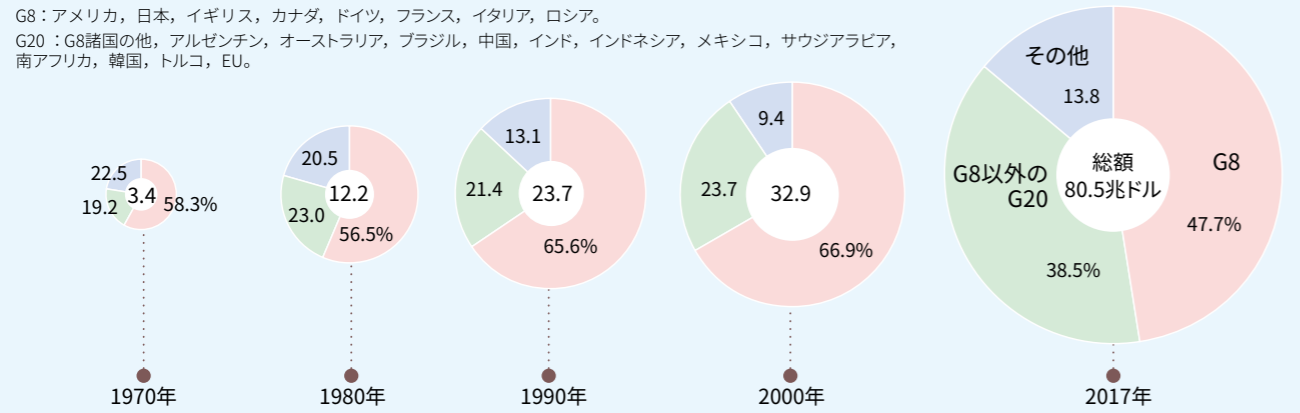
一つは、社会主義運動である。ロシアで革命が起こり、現実に社会主義経済を原則とする国家が地上に生まれることになった。

もう一つは、深刻な恐慌である。1929年にアメリカからはじまった**世界恐慌**は、アメリカ国内でも1000万人以上の失業者を発生させ、その影響は世界に波及するなど、19世紀までの恐慌とは深刻度が異なり、資本主義体制をゆるがすものであった。この恐慌に対して、アメリカでは**F.ローズヴェルト**大統領による**ニューディール政策**が実施され、公共事業や産業保護政策により不況からの回復がめざされた。

同じころ、イギリスの経済学者**ケインズ**は、『**雇用・利子および貨幣の一般理論**』を書き、市場経済だけに任

せるのではなく、政府が**有効需要**(実際に貨幣の支出をともなう需要)の増大をめざした適切な政策をおこなうべきであるという理論を提唱した。ケインズによる、市場経済だけでなく計画的要素を取り入れて経済を運営すべきであるという主張は、**混合経済(修正資本主義)**とよばれている。混合経済の主張は、政府を家計や企業とならぶ第三の経済主体として位置づけるとともに、第二次世界大戦後の先進各国に取り入れられ、福祉国家を理論的に支えるものとして大きな影響力をもった。

- ▶ 1 **経済学の父** スミスの考え方は、リカード(→p.134)やミル(→p.9)などに継承され、古典派経済学のもととなった。
- ▶ 2 **重商主義** その初期には貴金属の流出を制限し、のちに国家の保護による有利な貿易政策により国や社会の富を増やそうとした政策。16～18世紀のヨーロッパで採用された。
- ▶ 3 **安価な政府** このような考えは新興の産業資本家の利益を代表するものとされた。ドイツの社会主義者ラッサールは、こうした政府を「**夜警国家**」とよんで批判的に用いた(→p.13)。
- ▶ 4 **経済学者からの提唱** ジェボンズはイギリス、ワルラスはフランス、メンガーはオーストリアの経済学者。ほぼ同時期に、市場の効率性を主張する著作を発表した。
- ▶ 5 **社会主義国家** ロシア革命を指導したのはレーニンである。彼は『**帝国主義論**』などで資本主義経済を分析、その崩壊を説いた。
- ▶ 6 **ニューディール政策** 新規まき直しという意味。TVAや農業調整法(AAA)、全国産業復興法(NIRA)などによる対策が実施された。
- ▶ 7 **修正資本主義** ケインズは「自由放任の終焉」という論文を書いて、市場経済を補完するものとしての計画の必要性を説いている。



1 1970年からの世界の経済規模（GDP総額）の推移（国連統計などより）

37.2 現代の経済社会と経済思想

【経済の歴史2】

第二次世界大戦後の経済

第二次世界大戦後，アメリカとソ連を中心とする東西対立が激化した。そのなかで，1960年代までのアメリカは他に
(→ p.70)
 ならぶものがない経済力をもつ大国として，世界に君臨した（パクス・アメリカーナ）。そのアメリカ経済も，1960年代から70年代にかけ，陰りをみせるようになる。

1973年の第一次石油危機によるスタグフレーション
(→ p.110)
 の発生をきっかけとして，ケインズ理論にもとづく福祉国家では，政府の役割が大きくなりすぎて，経済の効率性を阻害するという批判を浴びるようになった。その先鋒となったのは，イギリスのサッチャー政権である。同政権は，市場を重視して政府の関わりを小さくする「小さな政府」を標榜して，これまでとってきた福祉国家の路線を見直し，規制緩和や自由化を強力に進めた（サッチャリズム）。アメリカのレーガン政権（レーガノミクス），日本の中曽根康弘政権も同じような路線をとった。こうしたうごきや思潮を新自由主義という。

これらの考え方に大きな影響をあたえたのは，アメリカのフリードマンやハイエクら，自由主義に立つ経済学
<1912～2006> <1899～1992>



2 フリードマン アメリカの経済学者。ケインズの有効需要政策を批判し，市場に供給される通貨量のコントロールを重視するマネタリズムとよばれる見解を示した。

者たちである。彼らは，政府の役割は小さいほうが経済の運営にはプラスであり，可能なかぎり市場とそのなかの競争に任せることが，経済問題を解決する最良の手段であると主張した。

一方，社会主義経済は，計画経済のもとで経済を運営することで一定の発展をみせ，第二次世界大戦後，ソ連は経済面でもアメリカと対抗する有力な国家となった。しかし，計画経済では，人びとに経済活動への有効な誘因（インセンティブ）をあたえることができなかったため，しだいに行きづまりをみせるようになった。1960年代以降に何度かの改革が試みられたあと，1985年にゴルバチョフが登場し，ペレストロイカを推進した。しかし，経済の破綻状態は回復せず，東欧革命，ソ連の崩壊という政治的変動とともに1990年代には，各国とも，一斉に市場経済に移行した。



3 市場経済移行にともなう混乱（1990年，ソ連） 政府が食料品の値上げを発表し，消費者が買いだめしたことにより商品がなくなった店。



4 深圳の経済特区（2014年） 中国では1980年ごろから沿海都市に経済特区（深圳など5か所）や，経済開発区（上海など14か所）を設け，外国の資本や技術を導入した。これらの地区は経済発展に大きな役割を果たした。



5 イスラーム圏に進出したアメリカ資本のファストフード店 経済のグローバル化などを象徴する光景である。（2001年，サウジアラビア）

21世紀の経済社会

21世紀に入って，世界のほとんどの国は，市場経済を前提として経済を運営するようになった。同時に，経済のグローバル化や情報化によって経済活動はかつてないほどの地球規模に拡大し，市場経済にもとづきながらも，経済的な豊かさを求める多様なうごきを加速させることになった。

その一つのあらわれが，EU（欧州連合）やASEAN（東南アジア諸国連合）にみられるような地域的な経済の連携である。とくにEUは，経済統合だけでなく政治統合までめざしたが，ギリシャの財政危機など域内での経済混乱などがあり，イギリスではEU離脱を問う国民投票がおこなわれ，進展は足踏み状態になっている。また，グローバル化は，金融市場に典型的にみられるように，一国の経済の変化が一瞬にして世界全体の為替や株価の変動などにつながり，豊かさをもたらすと同時に，不安定さも増すことになった。市場における競争のあり方や，政府の役割をどこまで認めるべきかに関しても，それぞれの国のこれまでの歴史や地域の課題をふまえて，議論が続けられている。

20世紀末に社会主義市場経済の路線を選択した中国は，21世紀になり飛躍的な経済成長を達成し，いまやGDP（国内総生産）総額では世界第2位の地位を占めるようになった。その動向は，世界経済に大きな影響をあたえるようになっている。しかし，国内に広がる格差

や国有企業の改革問題，共産党指導のもとでの権威主義的な政治体制と，分権を特徴とする市場経済とのあいだの矛盾や軋轢など，多くの課題をかかえている。

伝統経済からの離陸

また，近代の経済社会では従属的な地位にあったイスラーム諸国や伝統経済を残して独立した旧植民地の国々にのなかには，石油など豊富な資源を活用して新たな国際経済の重要な手として登場してきた国もある。なかでも，サハラ以南（サブサハラ）のアフリカの諸国は，その豊富な資源を活用して経済発展をとげつつある国がある一方，最貧国の状態からなかなか抜け出せない国もある。

このように豊かさを求めて，多様な経済社会が登場しつつある現在，どのような経済体制が一番効率的でかつ公平な資源配分をもたらすか，また，どのような経済思想が持続的な経済社会を可能にするかが問われている。

▶ 1 スタグフレーション 不況下の物価高をいう。スタグネーション（停滞）とインフレーション（物価高）の合成語である。

▶ 2 自由主義の経済学者 フリードマンは『資本主義と自由』で「大きな政府」を批判した。ハイエクはオーストリア生まれの経済学者で徹底した自由主義を主張した。

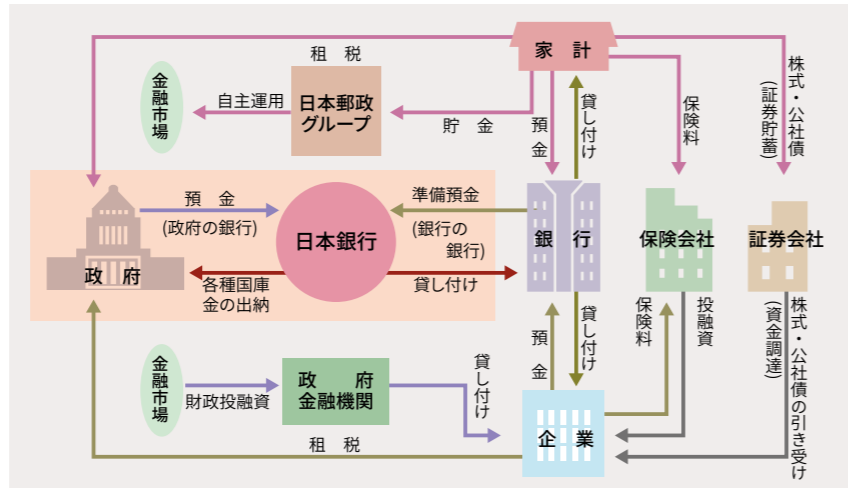
▶ 3 ペレストロイカ ロシア語で建て直しの意。市場経済の導入で経済の活性化をねらった。

▶ 4 グローバル化と金融市場の不安定化 2008年のリーマン・ショック（→ p.151）は，世界の金融市場に飛び火した。

▶ 5 伝統経済 希少な資源を慣習や伝統・宗教といった，市場や計画以外で配分するシステムをもった経済社会のこと。



1 銀行の保険業務 銀行・証券・保険の相互乗り入れが進んでいる (→ p.108)。



2 日本銀行を中心とした金融のはたらき

47 貨幣の役割と金融

貨幣は経済の血液

「金は天下の回りもの」という言葉がある。お金(貨幣)は1か所にとどまっていなくて、人から人へとわたっていくものだという意味である。人から人へと貨幣がわたることで、経済がうごく。血液が循環することで、人の体がうごくのと同様である。

それでは、何が貨幣で、それにはどのような機能があるのか。街中には、銀行や証券会社など金融機関がある。金融機関はお金を取りあつかう企業であるが、それらは一国の経済のなかでどのような役割を果たしているのか。そもそも、金融とは何だろうか。

貨幣の役割

私たちは、日常必要とする多くの財・サービスを、他者との交換で手に入れている。この交換を媒介するのが、貨幣である。

貨幣には三つの機能がある。貨幣をもってれば、いつでも他者の財・サービスと交換できる(交換機能)。手元にとっておけば、価値(富)を蓄えられる(価値貯蔵機能)。また、貨幣には、さまざまな商品の価値を金額で示すはたらきもある(価値尺度機能)。

現金通貨と預金通貨

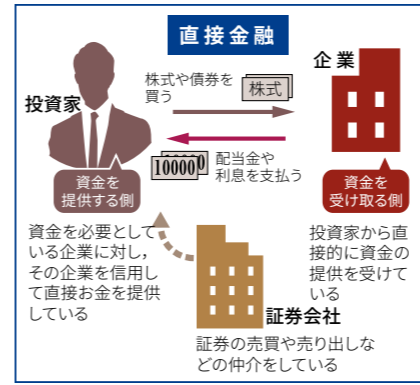
コンビニエンスストアで買い物するときを使うのは、多くの場合、日本銀行が発行する紙幣と、政府の発行する硬貨である。これらを、現金通貨という。銀行に預金があれば、電気料金などを口座振替で支払えることからわかるように、普通預金なども貨幣として機能している。これを、預金通貨という。企業などが取り引きをおこなうときは、現金通貨ではなく預金通貨を使うのが一般的である。家計や企業(金融機関を除く)、地方公共団体(中央政府は含まない)などが保有する通貨量を、マネーストックという。



3 電子マネーの例 交通系の電子マネーとして首都圏で使用されているスイカ(左)とパスモ。

▶1 キャッシュレス決済 最近、買い物の際に、カードやスマートフォンなどのICチップ上に情報を記録した電子マネーで決済できる場所も増えてきている。このような紙幣や硬貨を使わないキャッシュレス決済など、情報通信技術を利用した金融サービス(フィンテック)が現在、世界で急速な広がりを見せている。

▶2 マネーストック 日本銀行を含む金融機関が供給する通貨の総量。具体的には、現金や普通預金、定期預金など、個人や一般の企業などが保有する通貨量の残高であり、日銀によって公表されている。マネーストックの変動は景気の動向と関連があると考えられてきたため、金融政策を実施するにあたって、日銀はこの数値を参考にしている。かつては、マネーサプライといわれた。



4 直接金融と間接金融

金融とは

手もちの貨幣をすぐに使わないで蓄えておこうとする人がいる一方、手元に貨幣はないが、すぐに何かに資金を使いたい人がいる。この両者のあいだで資金の融通するのが金融である。資金の貸し手と借り手が直接に融通しあうのが直接金融。金融機関を介して資金の貸し借りをするのが間接金融である。政府が国債を発行して財政資金をまかなったり、企業が株式や社債を発行して資金調達したりするのは、前者である。企業が運転資金を銀行から借り入れるのは、後者である。

資金貸借の仲介をおこなうのが、銀行などの金融機関である。銀行は、普通預金などを受け入れ(預金業務)、企業や個人に貸し付ける(貸出業務)。また、振り込みなどによって代金支払いなど決済業務をおこなっている(為替業務)。消費者金融会社や信用販売会社(信販会社)などのノンバンクは、預金は受け入れないが、社債の発行や銀行などから借り入れた資金で貸し付けをおこなっている。

紙幣の価値はどこから

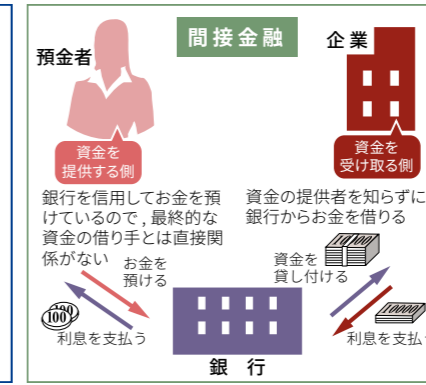
金には、だれもが高い価値を認めてきた。高い価値のあるものなら、受け取らない人はいない。金が交換の媒体として使われてきたのは、それ自体の価値のためである。19世紀のイギリスで、金本位制がはじまった。この制度では、金との交換が約束された紙幣が発行された(兌換紙幣)。紙幣自体はただの紙切れであるが、金の裏づけが価値をあたえた。

こんにち、私たちが使っている紙幣は、金との交換が約束されたものではない(不換紙幣)。それにもかかわらず、私たちが紙幣を価値あるものとして扱っているのは、日本銀行法によって、紙幣(日本銀行券)は「法貨として無制限に通用する」(第46条②)と規定されているためである。

なお、近年話題になっている仮想通貨(暗号資産)は、インターネット上で流通する財産的価値をもつ電子データで、送金や決済に利用できる。政府や中央銀行が発行や管理をおこなっている通貨ではない。

考えてみよう

貨幣を使えば、物々交換よりも、交換がスムーズに進む。なぜだろうか。



5 信用創造 銀行が預金を受け入れると(本源的預金)、その一部を支払いの準備として保有し、残りを企業などに貸し付ける。貸し付けを受けた企業は、それを他の企業への支払いにあてる。支払いを受けた企業は、その資金を自身の取引銀行に預けるとしよう。

その取引銀行は、最初の銀行と同じように、預金の一部を支払いの準備として保有し、残りを貸し付けにまわす。

このプロセスが続き、最終的には、はじめに預けられた現金の何倍かの預金通貨が作り出される。これを、信用創造という。式にあらわすと、以下のように求められる。

$$\text{預金総額} = \text{最初の預金額} \times (1 \div \text{支払い準備率})$$

	預金	支払い準備金	貸し付け
A銀行	100万円	10万円	90万円
B銀行	90	9	81
C銀行	81	8.1	72.9
D銀行	72.9	7.29	65.61
合計	1,000万円	100万円	900万円

この場合、900万円が創造されたことになる。▲

▶3 間接金融 一般に、資金の貸し手一人ひとりが貸し出せる額は少なく、多くの人は短期に返済してもらうことをのぞんでいる。また、資金の貸し手である個人にとっては、だれに貸したら確実に返済されるのか、判断がむずかしいことが多い。一方、設備投資の資金を借りたい企業や、住宅資金などを借りたい個人は、多額の資金を長期間借りたいと考えている。銀行などの金融機関は、多数の人から少額の預金を集め、これを多額の貸出金にまとめ、長期間企業や個人に貸し出す機能を果たしている。

▶4 為替業務 国内でおこなうものを内国為替、国と国のあいだでおこなうものを外国為替(→ p.138)という。



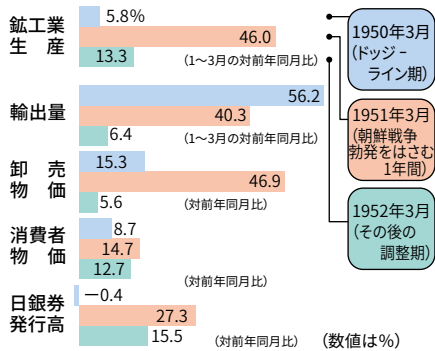
6 最初の日本銀行券 1885年に発行された銀との交換ができる銀兌換券。「拾圓」は「10円」のこと。(お札と切手の博物館提供)



1 敗戦直後の東京のヤミ市 (1945年)



2 財閥の解体 運び出される株券。(1946年)



3 朝鮮戦争前後の経済指標

50 戦後日本経済のあゆみ

..... 【日本経済の歴史】

戦後の経済民主化と復興

第二次世界大戦に敗れた日本は、主要な生産設備が戦災を受け、全産業部門で生産力が低下した。日本経済を立て直すため、政府は、かぎられた資金と資源を石炭や鉄鋼、肥料などの基幹産業に重点的に配分する**傾斜生産方式**を採用した。また、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ) の指導のもとで、**財閥解体・農地改革・労働組合の育成**など、経済民主化のための改革がおこなわれた。

物資の不足と通貨の増発によって深刻化したインフレーションを収束させるため、GHQは1948年、**経済安定九原則**を示した。翌49年には、**ドッジライン**といわれる財政引き締め政策がとられた。このため、インフレはおさまったものの、一転して、日本経済は不況におちいった。

しかし、1950年に**朝鮮戦争**が勃発すると、アメリカ軍が調達する大量の物資やサービスによって**特需**が発生し、日本経済はにわかに活気づいた。朝鮮戦争の休戦協定が結ばれた53年には、**実質国民所得**や消費水準が第二次世界大戦前を上まわるようになった。

高度経済成長の時代

特需景気によって経済成長の足がかりをつかんだ日本経済は、1955年から73年までのあいだ、毎年平均10%ほどの率で経済成長を続けた (**高度経済成長**)。1968年には、GNP総額で旧西ドイツを抜き、資本主義世界でアメリ

カに次ぐ第2位となった。

このような経済成長を可能にしたのは、技術革新により活発な設備投資があったこと、国民の貯蓄率が高く設備投資を資金面から可能にしたこと、教育の普及と向上で良質な労働力が豊富に得られたこと、などが国内要因としてあげられる。IMF (国際通貨基金) と GATT (関税および貿易に関する一般協定) を中心とした体制下での自由貿易の進展や、安価な原油の安定的供給、割安な為替レートなど、国際的な環境も経済成長をうながした。

高度経済成長の時期を経て日本経済は大きく発展したが、公害問題が深刻化するなど成長のマイナス面もあらわれた。

石油危機とその後の日本経済

1973年、OPEC (石油輸出国機構) は原油価格の大幅な引き上げをおこなった (**第一次石油危機**)。これにより、安価な石油に依存して経済成長を進めてきた先進国は、のきなみ経済不振におちいる。原油価格の上昇で物価が急騰したため、各国は不況のもとの物価上昇という事態 (スタグフレーション) に苦しんだ。日本では、戦後はじめての**マイナス成長**となり、ここに高度経済成長は終わった。

原油価格の高騰、変動相場制への移行など1970年代の国際経済環境の変化に対応し、日本企業は「合理化」による国際競争力の強化をはかった。自動車メーカーな



1 薬害エイズ事件 血友病などの治療のために投与された非加熱製剤に HIV（エイズを引きおこすウイルス）が混入していたために、多くの血友病患者が HIV に感染した。

1948年	主婦連結成（不良マッチ追放運動の実施）
1951	日本生活協同組合連合会結成
1955	森永ヒ素ミルク中毒事件発生（西日本を中心に約130人が死亡）
1956	全国消費者団体連絡会（全国消団連）結成
1962	サリドマイド事件発生
1966	第1回物価メーデー開催
1968	消費者保護基本法成立 カネミ油症事件発生
1969	欠陥車問題発生。人工甘味料チクロ問題発生
1970	国民生活センター発足
1971	DDT・BHCなど有機塩素系農薬の使用制限
1972	PCBによる汚染魚問題発生 SF商法苦情続出
1974	灯油ヤミ-カルテル訴訟
1978	東京スモン訴訟で原告側勝訴
1979	滋賀県で合成洗剤追放条例制定（80年施行）
1983	サラ金規制法成立
1985	豊田商事・投資ジャーナルなど悪質商法発生
1989	消費税導入。鶴岡灯油訴訟、最高裁で敗訴
1991	証券会社の損失補てん問題
1994	米の不作により各地で米不足が発生
1995	PL法施行
1997	公取委、再販指定商品（化粧品等）の指定取消
2000	雪印乳業食中毒事件
2001	消費者契約法・特定商取引法施行、BSE発生
2003	食品安全基本法施行、食品安全委員会設置
2004	消費者基本法成立。振り込め詐欺問題
2005	耐震構造偽装建築問題
2006	アスベスト被害に対する救済法成立
2009	消費者庁・消費者委員会設置
2012	消費者安全調査委員会（消費者事故調）設置

3 消費者問題のあゆみ

- ▶ 1 薬害 C 型肝炎事件 政府が被害の拡大を防止できなかった責任を認め、被害者や遺族に対する給付金を支給する法律（薬害肝炎救済法）が、2008年に成立した。
- ▶ 2 国民生活センター 消費者問題の情報提供や苦情相談対応、商品テストなどをおこなう特殊法人として1970年に発足。地方公共団体には消費生活センター（消費者センター）がある。

● 街角でセールスマンが声をかけてくる商法
(キャッチセールス)

● 電話や手紙などで、「あなただけが選ばれた」などの口実で申し込み金などを要求する商法 (DM 商法など)

● 商品を売ることよりも、販売する会員を勧誘することに重点をおいているような商法 (マルチ商法など)

2 悪質商法の例

55 消費者問題

消費者主権を守るために

消費者は、何を・どれだけ・どんな価格で買うかの決定権を持ち、企業はそれに見合った商品やサービスを提供する。こうした考え方を**消費者主権**という。

ところが、大量生産・大量消費の社会では、消費者の購買意欲が、流行や企業

の宣伝・広告によって作り出されたり（依存効果）、購入した商品・サービスの取り引きをめぐって、消費者が被害や不利益を受ける消費者問題が発生したりする。

消費者主権を守るために何が必要だろうか。

消費者の地位

消費者は、生活を維持するために商品・サービスを購入するが、それらが有害な物質を含んだ食品や医薬品であったり、欠陥製品だった場合には、生命や健康、財産に深刻な被害をおよぼすことになる。1980年代に明らかになった薬害エイズ事件や薬害 C 型肝炎事件などは、大きな社会問題となった。

こんにちの社会においては、多種多様な商品・サービスが企業によって生産・販売されているが、生産工程が複雑であったり、原料の調達が多く、国や地域からおこなわれている場合には、消費者が商品・サービスの性質や品質を正確に認識することは困難である。このため、消費者は企業が提供する品質表示などの情報に依存せざるを得ず、取り引きにおいて弱い立場に置かれている（情報の非対称性）。

消費者問題と消費者政策

消費者と企業との情報などの格差を縮小するため、さまざまな消費者政策が講じられてきた。日本では、高度経済成長期に大量生産・大量消費が広がるなかで、欠陥商品や不当表示などが問題となり、**消費者保護基本法**が制定され（1968年）、**国民生活センター**が発足した。その後、消費者問題は商品の販売方法や契約のトラブルに関するもの、多重債務を引きおこすもの、食品

の虚偽表示や誇大広告、高齢者や契約に不慣れな若者などをねらった悪質商法の横行など、その内容が変化し、複雑化している。

1990年代以降、情報通信技術（ICT）の進展や規制緩和が進むにつれ、消費者トラブルは多様化し、行政が企業を事前に規制するやり方では対応が困難になった。このため、悪質な企業の監視・取り締まりや被害を受けた消費者を救済する制度の充実など、事後チェック体制の強化が求められるようになった。消費者の立場は「保護される者」から「自立した主体」に転換され、消費者がみずから進んで必要な知識や情報を収集し、行動することが求められるようになった。消費者保護基本法も見直しされ、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」などを基本理念とした**消費者基本法**となった（2004年）。また、消費者行政を一元的におこなうため、内閣府に消費者庁が設置された（2009年）。

消費者の権利と法制度

消費者基本法では、消費者の権利として①安全が確保されること、②自主的・合理的な選択の機会が保障されること、③必要な情報を知ることができること、④消費者教育を受けられること、⑤意見が反映されること、⑥被害の救済が受けられること、があげられている。

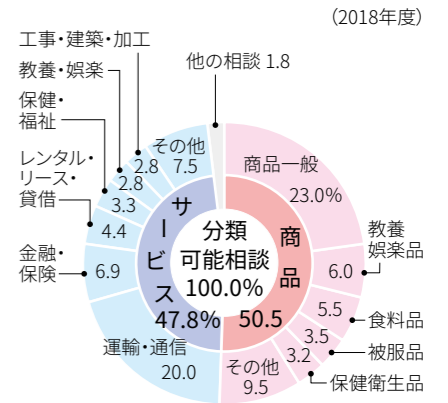
製造物責任（PL）法 身体や財産にかかわる被害について、製品の欠陥が原因であると証明されれば、製造過程で過失がなくても製造業者などが損害賠償の責任を負うことを定めている（1994年制定）。

特定商取引法 消費者が訪問販売・電話勧誘販売など特定の 방법으로契約した場合は、申し込みをして代金を支払った後でも、一定期間内（原則は8日間）であれば無条件で契約を解除ができる特別な制度（クーリング・オフ）や、不当な勧誘を取り締まることなどを定めている（2000年制定）。

消費者契約法 不当な勧誘による契約を消費者が取り消したり、一方的で不当な条項は無効としたりすることを定めている（2000年制定）。

考えてみよう

本来、対等な立場かつ自分の自由な意思にもとづいて結んだ約束（＝契約）は、一方的に解除することはできない。それにもかかわらず、なぜ特定商取引法や消費者契約法では、消費者が一方的に契約を取り消したり、無効にしたりすることが認められているのか。また、それはどのような場合か。



4 消費者相談内容の内訳（『消費生活年報』2019年版）

▶ 3 消費者庁の設置 消費者庁設置の背景には、それまでの消費者行政が産業育成をはかるため生産者側の立場を中心に考えられてきたことや、いわゆる「縦割り行政」により事故情報の集約や国民への注意喚起が遅れたこと、などがある。

また、消費者行政全般を監視する機関として、有識者で構成される**消費者委員会**や、消費者の生命にかかわる事故が起こった場合に原因調査などにあたる**消費者安全調査委員会（消費者事故調）**も設置された。

▶ 4 消費者の権利 消費者の権利が公式に表明されたのは、ケネディ米大統領が、1962年に**消費者の四つの権利**①安全が確保される ②選択の機会の保障 ③情報を知る ④意見が反映されるを、立法や行政措置で保護しようと提唱したことが最初である。これらは日本の消費者基本法にも記されている。

▶ 5 消費者団体訴訟制度 ここにあげた法律以外にも、消費者トラブルを回復するため、まず国の認定を受けた「適格消費者団体」が原告となって事業者を訴え、勝訴確定後にそれぞれの被害者が裁判手続きにくわわる仕組みがある。2016年から施行。

▶ 6 クーリング・オフ スーパー・百貨店などに出向いて購入した商品、乗用車、訪問販売などであっても使用・消費した消耗品などは、クーリング・オフはできない。

めざす成果	そのための政策と具体策の案(例)	しかしこのような問題も?	君はどう判断する?
個々の目標は悪くはないようだけど……	具体的な政策を他の政策とすりあわせたら……	他の政策とトレードオフになっていることも……	どの政策をどう実行すべきだろうか?
環境保全	環境保全のため規制を強化する政策 ・環境税の導入 ・排出ガス規制	●企業の活動の活発化で、環境に負担がかからないか? ●企業の税負担の削減で、環境対策にける財源が削られないか?	優先順位は?
経済成長 企業の国際競争力の向上	企業の事業活動を促進する政策 ・税負担を削減 ・雇用の多様化・流動化	●環境対策費や税、人件費などのコストが増加したら競争に勝てないのでは? ●経済が悪化すればくらしにも悪影響がおよぶ	財源は? 予算のわりふりは?
雇用の安定化 生活の向上	労働者を手厚く保護する政策 ・解雇の規制 ・最低賃金の引き上げ	●企業の税負担が減った分は個人の負担に転嫁されないか? ●雇用の流動化は失業につながるのでは?	効率は? 公平性・公正さは?

1 さまざまな政策が対立するとしたら? 他の政策とトレードオフになる場合、どう判断すればよいだろうか?

クローズアップ2 経済政策の是非は どうやって判断すればよいだろうか?

■ 高校生のみなさんも満18歳になると、主権者として一票を投じる立場となります。
(→ p.59)

■ どの政党に投票するかを決める際、各政党が発表している政権公約(選挙公約・マニフェスト)を比較・検討すると参考になります。政党の公約はホームページなどで調べることができますが、そこには景気対策、雇用、社会保障、税制、環境といった政策課題に対する解決案(経済政策)が示されていることに気づくでしょう。

■ それぞれの経済政策のめざすところは、経済的な成長であったり、福祉向上であったりしますが、目標自体はどれも正しく、必ずしも人びとのあいだに意見対立を生じさせるものではありません。しかし、一つの目標を達

成しようとする、他の目標が犠牲になること(トレードオフ)が多いことから、しばしば政治上の争点になります。
(→ p.80)

■ では、経済政策の是非はどうやって判断すればよいのでしょうか。それは、政策を実施することによって得られる利益(メリット)と不利益(デメリット)を比較してみると分かりやすいでしょう。

■ その際、単純に金額のみを比較するのではなく、かぎられた資源である資本や労働などを無駄なく適切に配分しているか(効率性)、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているか(公平性、公正さ)という観点から検討することも必要でしょう。

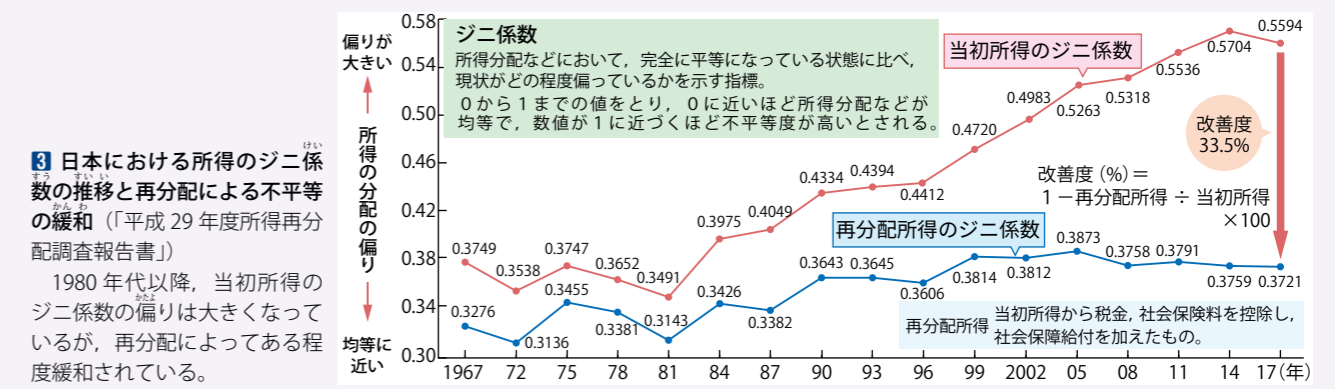
日本国内の利害関係者	期待される成果の例	予想される問題点の例
消費者、 外食・食品企業	安い農産物が手に入る	(A)
農業生産者、 地域住民	(B)	農家の経営が打撃を受け、地域経済に悪影響がある
政府	日本製品の輸出が増え、安い輸入品が入ることで消費が活発になり、国内総生産が増加する	日本の農業の競争力を高めるための政策を推進する必要がある
製造業	相手国の工業製品の関税を撤廃させる交渉が有利になる	

2 一つの政策についても対立点がある いろいろな立場から利益と不利益を比較してみよう。

考えてみよう

1 1の表では「環境保全と経済成長」「経済成長と労働者保護」はトレードオフの関係にあると想定されているが、実際にはどうだろうか。両方の目標を達成する方法はないだろうか?

2 2の表の(A)(B)にどんなことが入るか考え、日本が自由貿易協定(→ p.143)を締結する際の、農産物の関税(→ p.132)撤廃の影響(→ p.135)について検討しよう。



クローズアップ3 格差を是正するために考えるべきことは何か?

■ 近年、日本における格差や貧困の問題に関心が集まっています。経済開発協力機構(OECD)の報告書によると、人口の上位10%の富裕層と下位10%の貧困層に相当する人々の日本における所得格差は、OECD平均(9.6倍)を上回る10.7倍となっています(2013年)。

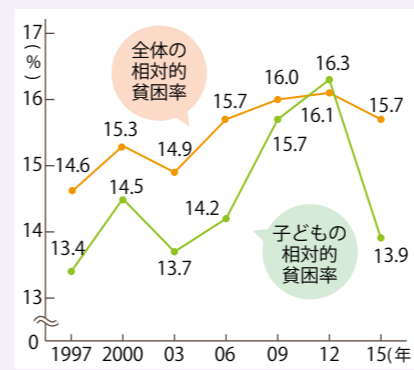
■ 市場経済では、市場で高く評価される生産要素(労働・土地・資本)をより多く供給できる人ほど、高い所得が得られます。すべての人が同じ質と量の生産要素をもっているわけではないので、各人が得られる所得額は同じになるわけではありません。

■ しかし、極端な所得や資産の格差は、社会を不安定にしたり、経済成長が低下したりする可能性があるため、放置されるべきではありません。そこで、累進課税制度によって高所得者からより多くの税金を徴収し、生活保護費や公的年金などの社会保障給付として低所得者に移転することによって、所得分配の不平等の度合いを緩和

しています(所得再分配政策)。

■ 「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために、所得を再分配する必要性については、国民のあいだに基本的な合意があります。しかし、どの程度の平等を実現すべきかについては、さまざまな議論があります。それは、平等の度合いが高まるほど、競争に対する誘因(インセンティブ)が弱まり、経済発展を阻害するという問題があるからです。得られる所得が同じであれば、提供する労働などの質を高める努力がおこなわれにくくなります。

■ 福祉の向上をいくら求めても、経済的な発展なしにはその目標は達成できません。効率の追求と、福祉の向上で求められる公正さとは必ずしも一致せず、両立しない場合(トレードオフ)があります。このような場合、効率と公正のあいだのバランスを調整することが必要となります。



考えてみよう

1 所得や資産の格差が広がり、相続財産によって格差が固定する社会になると、どんな問題が生じるだろうか。

2 所得の再分配後の平等の度合いが高まるほど、どんな問題が生じるだろうか。



1 アマゾン川流域の熱帯雨林 (2007年, ブラジル)

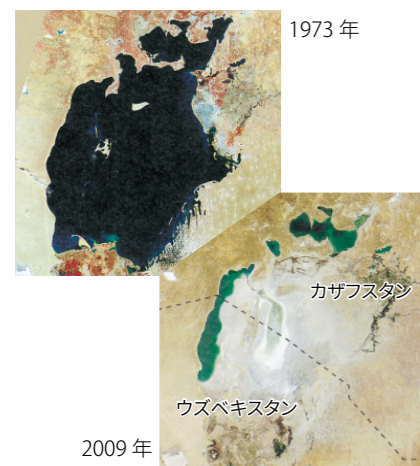
世界最大の熱帯雨林であるアマゾン川流域では、多種多様な動物が生息し、豊かな生物資源を長い時間をかけて生み出している。また、光合成をすることで二酸化炭素を大量に吸収している。2019年には7万件以上ともいわれる火災が発生し、地球環境への影響が心配されている。



2 アマゾン川流域での焼畑 違法な伐採や焼畑がくり返されているが、広大なアマゾンでは発見するのが難しく、人工衛星の画像を用いた監視・取り締まりもおこなわれている。(2007年)



3 酸性雨などの影響で枯れた森林 (チェコ)



4 アラル海の縮小 かつては世界第4位の面積の湖であったアラル海だが、20世紀半ば以降、農地干拓による環境変化によって、湖の大部分が干上がってしまった。湖の再生をめざした取り組みにより、近年では少しずつ回復している。

67 地球環境問題

地球環境問題は、どのように絡みあっているのだろうか
 1970年代以降、地球環境問題が深刻化してきた。その具体的な姿について、図6で示された関係を確認してみよう。

地球環境をめぐる問題群 **【森林の減少】** 森林は、多様な生態系を維持し、土壌侵食の予防や水資源の保持の機能をもつ。発展途上国の熱帯林は、先進国向け輸出のための乱伐、貧困や人口増加による開墾、自然の回復力をこえた焼畑により減少が続いている。

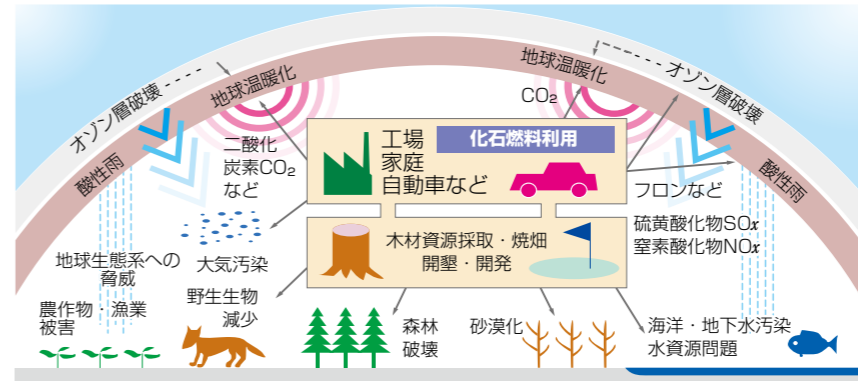
【砂漠化】 人口の増加によって過放牧や過耕作が広がって、土地の保水力が弱まり、雨が降りにくくなるという人為的な要因と気候的な要因が相互に関連して、砂漠化が進んだ。これによって、食料生産が減少して生活の手段を失い、ほかの土地に移る**環境難民**も出ている。

【水資源の問題】 人口増加や産業発展による水需要の急増と異常気象などの影響もあり、世界各地で水不足が深刻化している。安全な飲み水が不足している人びとは、発展途上国を中心に8億4400万人に達しており、水の利権をめぐる紛争も発生している。

【酸性雨】 化石燃料の使用で排出された硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)が変化し、強い酸性を帯びた雨になり、時には国境をこえて、森林や河川・湖沼に影響をあたえている。

【海洋汚染】 陸地からの生活排水や産業排水の流入、廃棄物の投棄やプラスチックごみなどによる汚染の被害が広がっている。赤潮の発生、油の漂着などで生態系が乱され、水産資源にも影響をあたえている。

【野生生物種の減少】 生物多様性は、学問的・文化的価値以上に、食料や医薬品の原料、品種改良や**バイオテクノロジー**の遺伝子資源をもた



5 地球環境問題のメカニズム 個々の問題がほかの問題と相互に影響することが多い。

らしている。乱獲や環境破壊により絶滅が危惧される動植物もあり、1973年にワシントン条約、1992年には生物多様性条約が締結された。

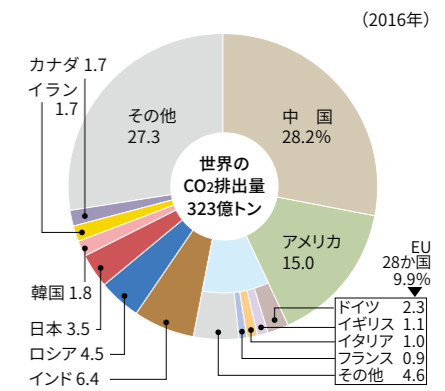
【オゾン層の破壊】 1980年代から南半球の春先にあたる時期に、南極上空にオゾン層の薄い部分(**オゾンホール**)が確認されるようになった。オゾン層は地上に到達する紫外線の量を緩和する。これがフロンなどで破壊されると人体や生態系などへの悪影響が懸念されるが、近年はオゾンホールの拡大傾向がみられず、オゾン層の回復が予測されている。

【地球温暖化】 二酸化炭素(CO₂)・メタン・オゾン・水蒸気などは、地上の熱を逃がさない**温室効果**をもたらす。**産業革命**以後、化石燃料を使用する産業活動の飛躍的な増加にともなって二酸化炭素の排出量が増大し、地表の温度が上昇している。気象・水河の溶融による海水面の上昇・食料生産・人間の健康などへの影響が心配されている。

原子力の問題／公害輸出 石油にかわる代替エネルギーとして、発電時に二酸化炭素排出量が少なくとされる原子力発電が世界各国で採用されてきた。しかし、2011年の福島第一原子力発電所事故で大量の放射性物質が放出され、多くの住民が避難を余儀なくされたり、土壌や農林水産物の汚染が懸念され対策が必要となるなど、大きな被害をもたらした。この事故は、国際原子力事象評価尺度で1986年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同じ最も深刻なレベル7とされた。

一方、先進国から発展途上国への「公害輸出」もおこっている。廃棄物の規制が厳しい国が規制の緩やかな国へと有害廃棄物を越境移動し、廃棄物の適切な処理がおこなわれず環境汚染が生じる事例がみられた。こうしたことを禁止するため、1992年にバーゼル条約が発効した。

考えてみよう
 本文にあげられているさまざまな地球環境問題に対し、どのような対策が立てられてきたか、調べてみよう。その際、原因と他の問題との関連にも着目してみよう。

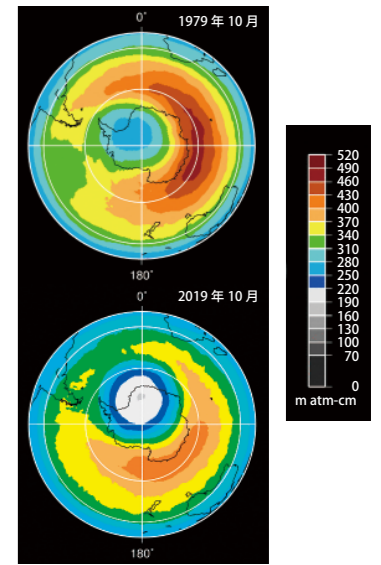


6 各国のエネルギー起源の二酸化炭素排出割合 (『環境白書』令和元年版)

1 生物多様性条約 生物多様性とはさまざまな種類の生物が存在していることを意味し、①生態系の多様性、②種間の多様性、③種内(遺伝子)の多様性の三つをさす。2010年に開かれたこの条約の締約国会議(COP10)で、遺伝資源を利用して得た利益配分のルールを定めた**名古屋議定書**などが採択された。

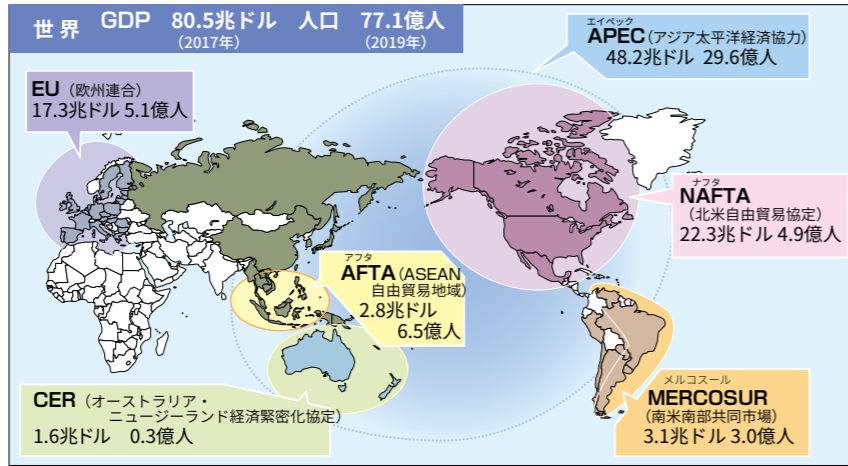
2 フロンの規制 1987年採択のモントリオール議定書が、数回にわたり見直され、1996年に先進国で特定フロンの生産が全廃された。

7 オゾン層の破壊 南極上空のオゾンホール。上が1979年、下が2019年。右の凡例の下の色ほどオゾンの量が少ないことを示す。2019年の図では灰色の部分があられ、オゾン濃度が著しく減少していることがわかる。(NASA=アメリカ航空宇宙局)のデータをもとに気象庁が作成)





1 抗議するアテネ市民 財政危機におちいっているギリシャの議会前で、政府による緊縮財政政策に反対する市民の抗議行動。(2010年5月)



2 世界のおもな地域的経済統合 (『通商白書』など)

1952年	欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 発足
1958年	欧州経済共同体 (EEC) 発足 欧州原子力共同体 (EURATOM) 発足
1967年	EEC, ECSC, EURATOMの3組織が統合して欧州共同体 (EC) が発足
1979年	欧州通貨制度 (EMS) 発足
1993年	EC統一市場成立。欧州連合 (EU) 条約 (マーストリヒト条約) 発効
1997年	新欧州連合条約(アムステルダム条約)採択
1998年	欧州中央銀行 (ECB) 設立
1999年	EU11か国で通貨統合 (ユーロ導入) 開始
2004年	旧東欧諸国などが加わり、25か国体制に
2007年	ブルガリア・ルーマニアが加わり、27か国に
2009年	リスボン条約発効
2012年	欧州安定メカニズム (ESM) 創設
2013年	クロアチアが加わり、28か国に
2016年	イギリスで国民投票、EU離脱を選択

3 EUのあゆみ ヨーロッパ地域の統合の考えは、西ヨーロッパ諸国が二度の世界大戦を引きおこした反省からはじまるとされる。地域内の経済的な協体制をつくるため、まず1950年代初頭に資源・エネルギーの共同管理・生産 (石炭・鉄鋼と原子力) の体制づくりからはじまった。

▶ 1 EC 欧州経済共同体 (EEC)・欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)・欧州原子力共同体 (EURATOM, ユーラトム) を統合して発足した。

▶ 2 ユーロ 世界の外貨準備高の約5分の1を占め、国際的な決済に使われる割合は3分の1でドルに迫るまでに成長した。金融政策を策定・運営するため欧州中央銀行 (ECB) が設置されている。

69 地域的経済統合

リージョナリズムとグローバリゼーション

こんにち、グローバル化の進展により、国境のもつ意味がしだいに低下してきた。技術の進歩などで、モノ・人・資本 (カネ)・情報などが国境をこえて移動するようになったためである。しかし、一方で、リージョナリズム (地域主義) のうごきも活発化している。欧州連合 (EU) のように地理的に近い複数の国家が、結びつきを強化していく過程、あるいはそのような考え方が広がりを見せているのである。ここでは、世界がグローバル化しているなかで、なぜリージョナリズムが台頭していくのか考えていこう。

リージョナリズムとは、近隣の諸国家や地方が連携して、既存の国境にかかわらず、独自の地域

を形成するうごきを指す。グローバリゼーションと同じく、国民国家のボーダーレス化を進める役割を果たす。両者は一見すると相矛盾しているようにみえるが、現実には相互に補いあう関係にある。これらの根底には、市場経済による一体化や、情報通信技術 (ICT) によるネットワーク化などがある。

ヨーロッパはリージョナリズムの先駆的な取り組みがEUである。1967年、欧州共同体 (EC) が成立し、全工業製品の域内関税の撤廃や、ほとんどの農産物に対する統一価格制が実施され、域外に対する各国の関税率も統一された。1993年からは統合市場が発足し、モノ・人・資金などの自由移動が実施された。

1993年、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) が発効すると、ECは欧州連合 (EU) と名称を変え、1999年からは単一通貨「ユーロ」が入された。EUは現在、東欧 (中欧) や地中海の国々にを含む28か国

体制となり、加盟国の増加と投資・サービスなどを含む市場統合とによって、巨大な経済力をもつ単一市場に成長した。またリスボン条約が2009年に発効し、欧州理事会常任議長や、欧州連合外交・安全保障政策上級代表 (外相に相当) が新設された。

EUでは、2008年のサブプライムローン問題を発端に金融危機にみまわれてユーロが低迷し、ギリシャなどでは財政危機を引きおこしたため、これを支援する欧州安定メカニズム (ESM) が2012年に創設された。また、紛争が長期化しているシリアなどからの難民受け入れに関して、2015年、協調行動をとることを合意した。加盟国ごとに違いのある国勢のなか、EUとして一律の対応が求められることに反発するむきもある。2016年にはイギリスの国民投票で、EU離脱支持が多数となった。

北アメリカにおけるNAFTAの進展 1992年、アメリカ・カナダ・メキシコの3か国間で北米自由貿易協定 (NAFTA) が締結され、

1994年に発効した。この協定をきっかけにアメリカからメキシコへの投資が伸び、またメキシコからアメリカ・カナダへの輸出が伸びた。しかし、アメリカが見直しを要求して再交渉が行われ、2018年に米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) という新たな貿易協定の合意が成立した。一方、南米では1995年、ブラジル・アルゼンチンなど4か国で南米南部共同市場 (MERCOSUR) が発足した。

アジアのAFTAとAPEC 1992年のASEAN首脳会議でASEAN自由貿易地域 (AFTA) が合意され、域内関税が引き下げられた。2015年には政治・安全保障、経済、社会・文化の3分野を柱とするASEAN共同体が発足。域内関税は2018年、原則すべて撤廃された。

アジア太平洋経済協力 (APEC) は、アジア・太平洋圏の経済協力関係の強化を目的として、オーストラリアの提唱で1989年に設立された。貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力を推進しようとしている。1994年のボゴール会議 (インドネシア) で、APECに加盟する先進国は2010年、発展途上国は2020年までに貿易・投資の自由化をおこなうとする「ボゴール宣言」が採択された。また、2018年には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が発効した。

考えてみよう

EUは歴史上例を見ない壮大な実験だと言われているが、ギリシャ財政問題からはじまった経済的混乱から、EUのメリットとデメリットを考えてみよう。



4 ユーロ EUの単一通貨。1999年にまず銀行間での取り引きなどで使用が開始され、2002年1月から一般での流通がはじまった。

▶ 3 サブプライムローン問題 サブプライムローンとは、信用力が低い人や低所得者層を対象にしたアメリカの住宅ローン。融資したローン会社から、証券会社などがローン債権を購入、証券化商品にして世界中の金融機関などに販売した。

アメリカで住宅バブルがはじけると、証券化商品の価格が急落し、これがかかえた欧米の金融機関の損失が膨らみ続け、世界金融危機を引き起こした。

とくに2007年9月におきたアメリカの大手投資銀行の経営破綻が世界の金融に大きな衝撃をあたえたことから、この破綻と一連の金融危機を銀行の名にちなんでリーマン・ショックとよぶこともある。

▶ 4 ASEAN 1967年に設立された地域協力組織。

もともとはベトナム戦争を受けて、社会主義勢力に対して自由主義勢力が団結することを目的としてきたが、ベトナム戦争の終結とともに経済・社会分野、安全保障面の地域協力が目的となった。現在の加盟国は10か国 (ASEAN10)。



5 APEC首脳会議 (2014年、北京)

36 経済活動の意義 (81 ページ)

例 進学のコスト：授業料+その間にはたらくことをあきらめた分の所得。

38 三つの経済主体と経済の循環 (87 ページ)

<生産要素市場>労働の売り手：家計 買い手：企業、政府。

<財・サービス市場>商品の売り手：企業 買い手：家計、政府。

<金融市場>貸し手：家計、企業 借り手：企業、政府 (3「家計と企業の資金の貸借関係」参照)。

39 価格と市場の役割 (89 ページ)

①需要曲線が右にシフト、②供給曲線が右にシフト、③税が生産者に割り当てられた場合は、供給曲線が左(上)にシフトする。

40 市場機構の限界 (91 ページ)

政府介入必要論：情報公開など、市場の失敗を補正するのは、民間企業だけでは限界がある。政府介入批判論：通信事業のケースをみれば、公共サービスでも、政府の介入はできるだけ少ない方がよい。

41 現代の企業 (93 ページ)

肯定論：企業の資金は株主のもので、企業が勝手に使ってはいけない。企業が社会事業を行えば、企業本来の活動以外で社会を左右することになってしまふ。批判論：企業は社会に大きな影響を及ぼす存在であり、またさまざまな技術や能力をもっているのだから、社会問題に対して無関心でいるべきではないし、社会の改善は企業の利益にも結びつく。

42 物価変動と国民生活 (95 ページ)

この先、商品の価格が下がると予想したら、人は、今それを買うか。それとも購入を先延ばしするか。多くの人が今、商品を買わないとしたら、景気はどうか、といった点から考えてみよう。

43 経済成長と景気変動 (97 ページ)

$GNI = GDP + \text{海外からの純所得}$ である。

44 政府の経済的役割 (99 ページ)

政府には、市場にゆだねることのできない資源の配分が期待されるとともに、福祉の観点からの施策など、公正性の実現も求められているという点から考えてみよう。

45 租税と国債 (101 ページ)

たとえば、フランスでは付加価値税率は何%か。それはどのような基準で決められているのだろうか。

46 日本財政の課題 (103 ページ)

2009年、ギリシャでは、深刻な財政赤字が明らかになった。ギリシャ国債の多くは、国外の金融機関などが保有している。2009年以降のギリシャ経済のようすを調べてみよう。

47 貨幣の役割と金融 (105 ページ)

あなたが、ミカンがほしくて、そのかわりに所有しているリンゴをゆずりたい場合、物々交換ならどうするか。貨幣を媒介とするならどうなるか。

48 金融市場と金融政策 (107 ページ)

2008年9月、アメリカの大手投資銀行が経営破綻している。これに関連してこの前後にどんな出来事があり、世界各国にどんな影響をおよぼしたのか、調べてみよう。

49 金融環境の変化とリテラシー (109 ページ)

進学のための資金は、数年後、確実に一定額を使うことが予定されている。この場合、高いリターンをねらうよりも、ローリスクな金融商品を選ぶのがぞましい。

51 農業と食料問題 (113 ページ)

分数の値を大きくするには、分母を小さくするか、または分子を大きくすればよい。食料自給率の計算式の分母を小さくしたり、分子を大きくしたりするために、消費者や生産者、企業や政府が取り組むべきことはなんだろうか。

52 産業を支える中小企業 (115 ページ)

大企業が有利なのは、規模の経済(→p91)のはたらくやすい産業である。規模の経済のはたらくにくい産業では、多数の中小企業が並存する。なぜ規模の経済がはたらくにくいのか、ヒントとなる。具体的にはどんな産業に中小企業が多いだろうか。

53 情報化の進展とサービス産業 (117 ページ)

「コンビニエンス」とは、「便利」という意味。たとえばコンビニエンスストアはスーパーマーケットと比較して、どんな便利さを売り物にしているのだろうか。

54 公害・環境問題 (119 ページ)

ごみの量が多ければ、その分費用が多くなることに消費者が気づくと、消費者はどのような行動をとるだろうか。それは温暖化防止にどうつながるのだろうか。

55 消費者問題 (121 ページ)

消費者が結んだ契約が、「対等な立場かつ自分の自由な意思のもとついで結んだ」ものでなければ、解除できる。どのような場合がそれに該当するか、調べてみよう。

56 労働者の権利と労働組合の役割 (123 ページ)

推定組織率とは、雇用者数に占める労働組合員数の割合のこと。労働組合員数の減り方にくらべて、推定組織率の減り方が大きいということは、何の値が大きく変動しているのか、考えてみよう。

57 労働市場の変化と労働問題 (125 ページ)

「多様な正社員」とは、はたらく時間や勤務地、仕事の身中のどれかを限定した正社員のこと、限定正社員ともよばれる。正社員と非正規社員の違いをまとめてうえで、「多様な正社員」制度のメリットを考えてみよう。

58 社会保障制度のあゆみ (127 ページ)

持病がある人とそうでない人とは、どちらが医療保険に入りたいと思うだろうか。民間の医療保険会社は、持病がある人とそうでない人のどちらに入ってほしいと思うだろうか。

59 社会保障制度の課題 (129 ページ)

未納の人には給付はされないことや、高齢にならなくても年金が支給される制度があること、基礎年金の財源に税金が投入されていることなども考慮しておこう。

クローズアップ 2 (130 ページ)

1・環境保全のための規制の強化に企業が対応して公害防止や省エネルギーの技術を開発し、新たな産業や雇用が生み出されるかもしれない。

・雇用の流動化や多様化を進める一方で、政府による失業給付や職業訓練など労働者への支援もおこなう。

2 (A) 添加物や残留農薬の面で、食品の安全・安心が懸念される、など。

(B) 農産物や食品の海外への輸出が増え、産地や地域が活性化する、など。

クローズアップ 3 (131 ページ)

1 人びとがはたらく意欲をもてなくなったり、貧困層が教育に十分な投資をできず知識や技能の水準が低下したりすることにより、経済成長が減速する懸念がある。人びとの将来への不安の高まりや、自尊心の低下などにより、社会の安定を損なう。

2 努力して高い所得を得る人に過度に課税すれば、努力する人が減り、社会の活力が失われ、社会全体の所得が減少する懸念がある。

60 貿易と国際経済 (133 ページ)

輸出品目の変化、国際分業とその推移、貿易摩擦の事例と経緯などの観点に着目してみよう。

61 貿易の意義と課題 (135 ページ)

産業の分野など、立場によって、さまざまな見方があることを確認してみよう。

62 国際収支の仕組みと現状 (137 ページ)

日本銀行のHPにある「国際収支・貿易関連統計」などを調べてみよう。

63 為替相場の仕組みと意義 (139 ページ)

円高だった時期、円安だった時期の経済関係のデータやニュースを参照・比較するなどして、具体的な根拠をあげながら検証してみよう。

65 現代の国際経済機関 (143 ページ)

WTOが主導するドーハラウンドの交渉が決裂した理由に注目して、メリットをみつけてみよう。また、「深める視点」を参考にして、デメリットを考えてみよう。

66 国際的な経済格差に関する問題 (145 ページ)

先進国や国連機関による援助、その国自身の努力などのほか、BRICSの経済が発展していった際の要素はなんだったのだろうか。「深める視点」なども参照して考えてみよう。

67 地球環境問題 (147 ページ)

たとえば、環境問題を扱った国際会議で、どんな対策が考案されたか、調べてみよう。

68 持続可能な開発とエネルギー問題 (149 ページ)

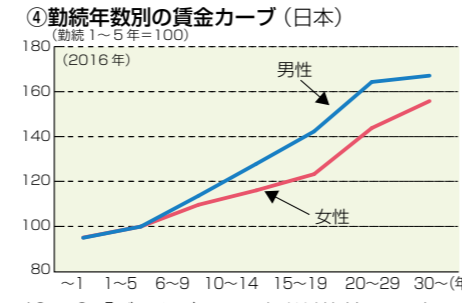
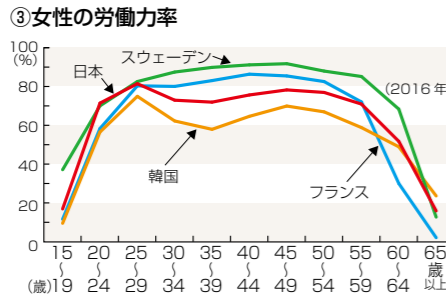
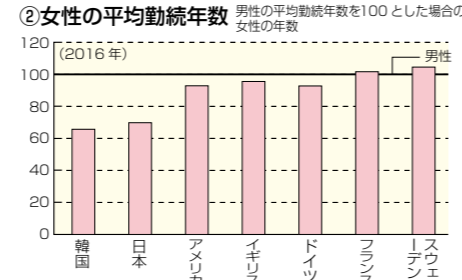
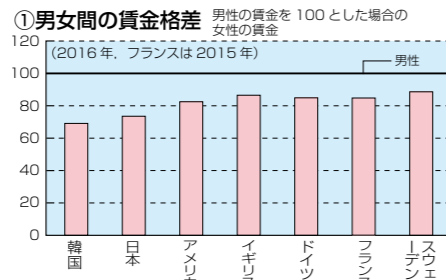
エネルギーの消費量予測、資源埋蔵量、持続可能な開発をめぐる国際会議の成果、有限性・世代間公正・多様性・貧困解消など、さまざまな点を考慮しよう。

69 地域的経済統合 (151 ページ)

通貨統合の難しさとそのメリット、ユーロを支える参加各国の財政規律の問題、政治統合へのみちすじなど、多角的・多面的に調べてみよう。

70 国際経済における日本の役割 (153 ページ)

日本の援助の現状とその課題を、2「おもなDAC諸国の政府開発援助」、4「日本の経済協力の推移」のグラフや本文から考え、どんな原則で援助をおこなうべきか、自分なりの「大綱」をまとめてみよう。



女性の賃金が男性にくらべて低いのはなぜだろうか

これからの日本社会では、長期にわたって生産年齢人口（15～64歳）が減少し、人手不足が経済成長の妨げになることが懸念されている。そのため、女性や高齢者の労働参加を拡大させることがのぞまれている。

ところが、女性の賃金は男性にくらべて低い傾向がある。これはなぜだろうか。上の①～④の資料から読み取れることをもとに理由を考えよう。

のぞましいはたらき方とは

1990年代以降、バブル経済の崩壊にともなう長期不況と、経済のグローバル化にともなう国際競争の激化、労働者のはたらき方に対するニーズの多様化などから、正社員以外の労働者（契約社員、派遣労働者、パート・アルバイトなどのいわゆる**非正規雇用**）が増加し、はたらく人の4割近くが非正規雇用となっている。

原則として定年まではたらくことができるのが正社員であり、長期雇用のため生活が安定している。

これに対し、非正規労働者は、企業が必要とするときに必要な労働力を提供する。企業は人件費を抑制することができ、労働者にとっても残業が比較的少ない分、**ワークライフバランス**のとれたはたらき方が可能となるなど、双方が労働力を効率的に活用することができるよさがある。

また賃金面では、年功序列型賃金にかわって、成果主義的な賃金制度が導入されるなど、日本の雇用慣行の特徴である終身雇用、年功序列型賃金などが変化している。

半面、非正規労働者は雇用期間が終了すると契約が打ち切られること（**雇い止め**）があり、正社員にくらべて生活が不安定になりやすい。

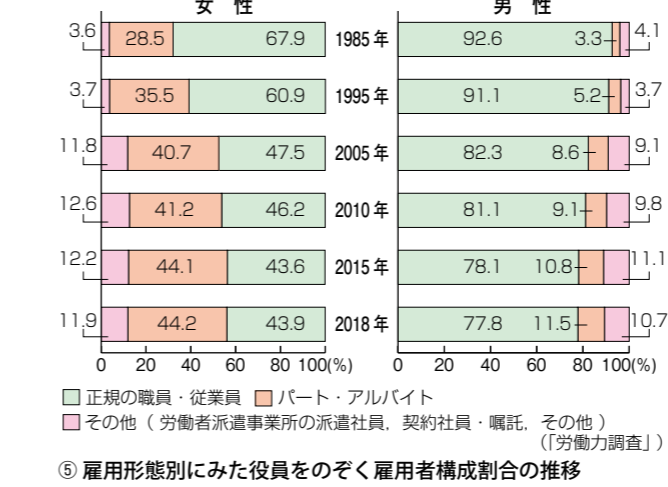
はたらくことを希望するすべての人びとにとって、はたらきがいのある社会を実現するには、どのような就労形態や賃金制度がのぞましいだろうか。

【非正規雇用の何が問題なのか】 第一の問題は、正社員との賃金格差の問題である。正社員と非正規労働者の間には仕事と責任の差異があることが多く、ある程度の処遇の格差は認められる。しかし非正規労働者のなかには、正社員と同様にフルタイムではたらいても十分な取

論点 1 非正規雇用の拡大は是か非か

【正規雇用と非正規雇用】 正社員とそれ以外の労働者（非正規労働者）の違いの一つは雇用期間の有無である。

データを読む

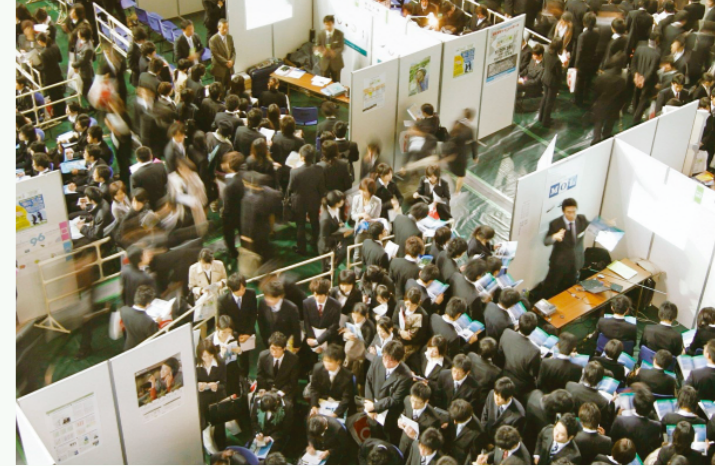


入が得られない人たち（**ワーキングプア** = はたらく貧困層）がいる。正規と非正規の間の不合理な格差の解消をめざして、2020年から同一労働同一賃金が導入される。

第二の問題は、若年者の非正規雇用の問題である。経済の停滞期に、企業は高校や大学などを卒業した新規学卒者の正社員採用を絞り込んできた。このため派遣労働者やフリーター（若年層のパート・アルバイトおよびその希望者）などの非正規労働者としてはたらく若者も多い。多様な生き方を自ら選んだ人たちもいるが、正社員として就職したいと思いつつもやむを得ず非正規労働者としてはたらいっている人も多い。

こうした不本意な就業者は、仕事から得られる満足感が低く、はたらきがいを感じにくい。さらにフリーターなどの期間が長引けば、職業上の技能や能力など専門性を身につけること（**キャリアの形成**）ができず、正社員として就職することが困難になるため、就業支援のあり

- ▶ 1 **雇い止め** 労働者保護の立場から、雇用が安定している正社員を増やすことを目的に派遣労働の規制強化を求める声が高まっているが、規制強化は企業の海外移転をうながし、かえって労働者の就業機会を減らすとの指摘もある。
- ▶ 2 **不本意な非正規雇用** 非正規労働者のうち、希望に沿った正社員の職がないことからやむをえず非正規労働者として従事している人の比率は、男性が22.7%、女性が10.7%となっている（2016年、「平成29年度年次経済財政報告」）。
- ▶ 3 **就業支援** ハローワークにおける個別支援などのほか、ジョブ・カード制度や、事業主に対するトライアル雇用助成金などがある。ニート（就学・就労・職業訓練のいずれもおこなっていない若者）の自立支援も課題となっている。



1 大学生の就職活動（就活）のはじまり

方が問題になっている。

論点 2 成果主義的な賃金制度の拡大は是か非か

年齢や勤続年数に応じて賃金を増やすのではなく、個々の労働者の仕事の成果を賃金に反映させる考え方を**成果主義**という。

成果主義的な賃金制度を企業が採用した背景には、労働力の高齢化がある。年々、労働者の平均年齢が高まるなか、従来の賃金制度では人件費が増加する一方であるため、はたらきに応じて賃金に差をつけることで、人件費の抑制を図ることが目的である。

さらに、勤続年数重視では、若年層や出産・育児で休職した女性にとって不利であり、中途採用で優秀な人材を確保するためにも、仕事の成果を重視する制度へ切りかえる必要があった。

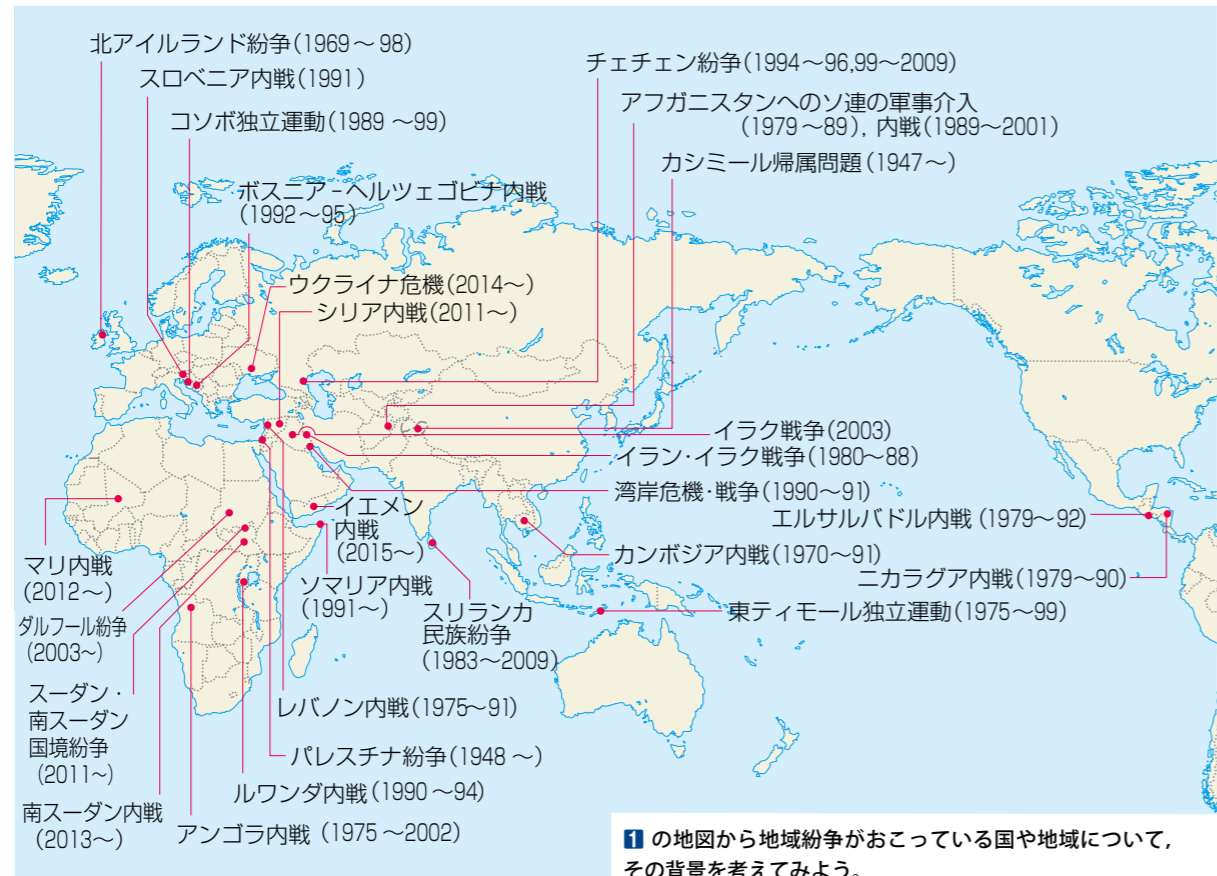
しかし、成果主義的な賃金制度の広がりは、正社員のあいだで賃金格差の拡大をもたらし、仕事に対する意欲の低下などの問題が指摘されている。

探究の視点 「はたらく」ことについてさまざまな観点から考えてみよう

1 柔軟な労働時間制やフレックスタイム制、裁量労働制などについて調べ、標準的な労働時間制（1日8時間・1週40時間制）と比較して、そのメリット・デメリットをあげてみよう。

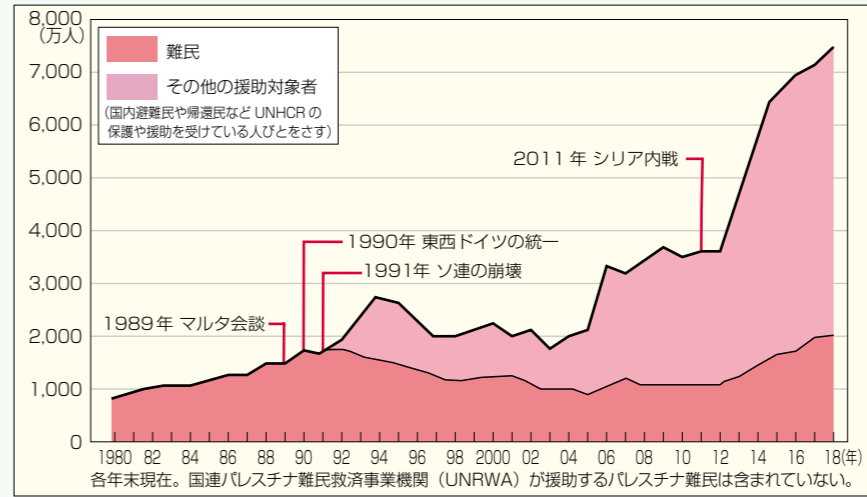
2 近年、長期雇用を再評価し、成果主義的な賃金制度を見直す企業が現れている理由を調べ、はたらきがいのある社会における雇用と労働のあり方について話し合ってみよう。

民族紛争と難民



1 第二次世界大戦後のおもな紛争

1 の地図から地域紛争がおこっている国や地域について、その背景を考えてみよう。



2 UNHCR が直接支援をしている支援対象者数の推移 (『世界国勢図会』2019/20)



3 EU 各国に流入するシリアからの難民 (2015 年)

2 のグラフは世界における難民の数を示すものである。紛争などによって多くの人びとが困難な生活を強いられている。

2011 年には、シリアにおいても、強権的なアサド政府を打倒する動きがあらわれ、シリアは内戦状況に陥った。

こうした混沌とした状況のなかで、勢力を伸ばしたのが IS (「イスラム国」と自称するグループで、残酷な支配をおこなった。IS の支配地域およびその周辺に

論点 1 民族自決主義の功罪

民族自決主義は、20 世紀には、強国の支配下にある弱小民族が、自己の政治的帰属をみずから決し、独立を実現するうへでは大きな役割を果たした。しかし、この民族自決主義を貫くと、現代の国際社会では、国家のなかに少数民族がいるかぎり、いつまでも少数民族による独立を求めるうごきは終わらない。

安全な場所を求めて移動し、大量の難民や国内避難民が生まれている。

難民・国内避難民となっている人びとの立場からすれば、フセイン政権やアサド政権のような強権的な政府であっても、国内の治安を維持できるのであれば、今の状況よりははまだよいと考えるのだろうか。そもそも政府が統治することの意味はなんだろうか。

増大した紛争と難民

冷戦終結後、世界では、民族や宗教・宗派の異なる集団の間で争われる地域紛争が増大した。

团的な殺戮 (ジェノサイド) もおこなった。

このような民族紛争がはげしくなると、人びとは自分が住んでいる地域を離れ、国内の安全な地域へ逃げようとしていたり (国内避難民)、あるいは国境をこえて移動したりしていった (難民)。

民族とは、血縁的につながりがあると考えられる人間集団、言語・宗教・歴史的传统など文化的きずなを共有する人間集団、あるいは共通の帰属意識 (アイデンティティ) をもっている人間集団のことをいう。

1 民族自決主義 アメリカのウィルソン大統領 (→ p.66) は、第一次世界大戦後のベルサイユ講和会議でこの考え方を強く主張し、オーストリア-ハンガリー帝国からセルビアやモンテネグロなどが独立し、ロシア帝国からはバルト3国が独立を果たした。第二次世界大戦後には、アジアやアフリカにおける植民地の人びとは、この民族自決主義にもとづき、独立を実現していった。

そして、各民族が自分たちのグループのあり方を決定する権利を有し、自由に独立国家を建設してよいとする民族自決主義は、国際社会で受け入れられてきた。

しかし、冷戦が終わり、イデオロギーで社会を締め付けることが弱まると、複数の民族から構成される国家では、それぞれの民族グループは、自分たちの支配する領域から他の民族グループの人びとを追い出そう (民族浄化=エスニック・クレンジング) とし、ある場合には集

2 エスニック・グループ 多民族国家における個々の民族グループのことをエスニック・グループ (ethnic group) とよぶことが多い。

探究の視点

紛争のない平和な社会をどのように作り上げるのか

- 1 国家主権よりも人道・人権が重視されるようになり、いまや国際社会における内政不干渉の原則は後退しているのだろうか。調べてみよう。
- 2 私たちは、国内や近隣諸国との紛争の歴史をどのように伝えていけばよいのだろうか。話し合ってみよう。
- 3 日本でも、さまざまな国・地域や文化にルーツをもつ人の数が増えている。ともに生きるためにはどのようにすればよいのか、考えてみよう。

論点 2 強権的な政府でも、ないよりはまし?

イラクのフセイン政権は、特定の民族および宗教・宗派のグループを弾圧していたが、イラク戦争 (2003 年) により崩壊した。しかし、その後、国際社会も協力する安定したイラク政府づくりは、順調には進んでいない。また、「アラブの春」とよばれる民主化運動に刺激されて、

日本国憲法

公布 1946 (昭和 21) 年 11 月 3 日

施行 1947 (昭和 22) 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のこのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条【天皇の地位・国民主権】 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条【皇位の継承】 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】

① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条【摂政】 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条【天皇の任命権】 ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条【天皇の国事行為】 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条【皇室の財産授受】 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】 ① 公務員を選定し、及びこれ

用語解説

【前文】主権…国家統治の権力。その国家の独立した統治権。

信託…信用して委託すること。主権在民の国家基本概念。

福利…幸福と利益。

恒久…久しく変わらないこと。

公正と信義…公平で正しく行動し、信頼を裏切らないこと。

専制…1人の判断でことを決めること。

隷従…奴隷のように意志を殺して従うこと。

圧迫…相手を力で押しつける、支配すること。

偏狭…自己主張だけを他に押し付けること。度量の狭いこと。

恐怖と欠乏…「恐怖から」とは戦争のない平和を、「欠乏から」とは健康な生活を保つことを意味する。

【第1条】象徴…校章が学校を表し、鳩が平和を示すように、抽象的なことを形象化して示すこと。

【第2条】世襲…子が親の地位・財産などを代々受けつぐこと。

皇室典範…皇室に関する、皇位継承、皇族身分、摂政、皇室会議等についての法律(1947.1.16公布)。

【第3条】国事行為…内閣の責任のもとに、天皇が国家の三権各機関が決定したことに儀礼的・形式的に参加すること。

【第5条】摂政…天皇に代わって、天皇の国事行為に関する政務事項を行う役。皇太子・皇太孫・親王の順で任ぜられる。

【第7条】官吏…国家公務員のこと。ここでは検事総長や最高裁判事などをさす。

大赦…法令で罪の種類を定め、刑の執行を免除すること。

特赦…特定犯人に対して刑の執行を免除すること。

批准…条約を最終的に承認する手続き。

【第8条】賜与…身分の高い者から下の者に与えること。

【第9条】威嚇…おどすこと。おどかし。

交戦権…国家が他国と戦争をなすうる権利。

【第10条】法律→国籍法(1950.5.4公布)

【第11条】基本的人権…人間として当然に有し、たとえ国家であっても侵すことのできない権利。

享有…能力や権利を生まれながらに持っていること。

【第12条】不断の努力…たえまない努力。

公共の福祉…社会を構成する人たちみんなの共通の利益。「全体の利益」「国家の利益」の意味ではない。

【第13条】個人として尊重…一人ひとりがかけがえない絶対的な存在であること。全体のために

間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の8割未満である者に対しては、当該初日以後の1年間に於いては有給休暇を与えることを要しない。

6箇月経過日から起算した継続勤務年数	労働日
1年	1労働日
2年	2労働日
3年	4労働日
4年	6労働日
5年	8労働日
6年以上	10労働日

⑤ 使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。(③④⑥～⑩略)

第6章 年少者

第56条【最低年齢】① 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。(②略)

第58条【未成年者の労働契約】① 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。(②略)

第61条【深夜業】① 使用者は、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間に於いて使用してはならない。(①但書、②～⑤略)

第6章の2 妊産婦等

第65条【産前産後】① 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

② 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

③ 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第67条【育児時間】① 生後満1年に達しない

生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

② 使用者は、前項の育児時間中は、その女性を使用してはならない。

第68条【生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置】使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

第8章 災害補償

第75条【療養補償】① 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。(②略)

第76条【休業補償】① 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。(②、③略)

労働組合法（抜き書き）

公布 1949（昭和24）年6月1日

施行 1949（昭和24）年6月10日

第1章 総則

第1条【目的】① この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。(②略)

第2条【労働組合】この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。(以下略)

第3条【労働者】この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

第2章 労働組合

第6条【交渉権限】労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結そ

の他の事項に関して交渉する権限を有する。

第7条【不当労働行為】使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことその他を以て、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

2 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

3 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しく

は救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

4 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条の12第1項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

第8条【損害賠償】使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

第3章 労働協約

第14条【労働協約の効力の発生】労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる。

男女雇用機会均等法

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）（抜き書き）

公布 1985（昭和60）年6月1日

施行 1986（昭和61）年4月1日

第1章 総則

第1条【目的】この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野に

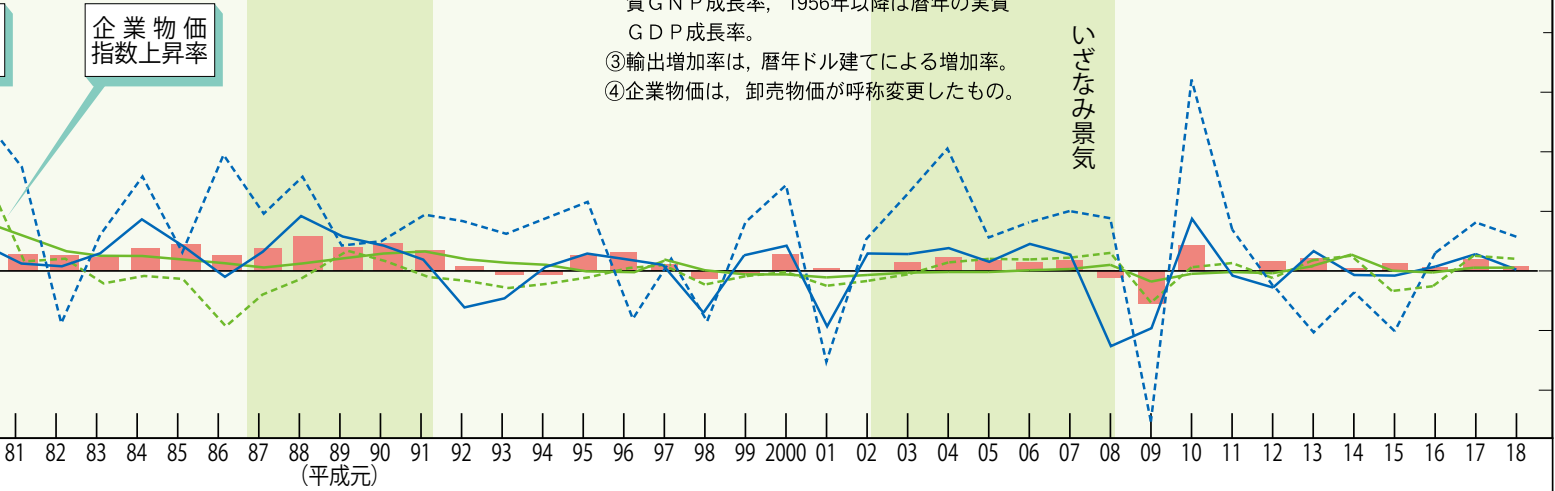
おける男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

第2条【基本的理念】この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにするこ

バブル（平成）景気

資料／『戦後日本経済の軌跡』（経済企画庁編）
『近代日本総合年表』（勝本清一郎他編）
『金融経済統計月報』（日本銀行編）各月版
『経済要覧』（内閣府経済社会総合研究所編）各年版
『財政金融統計月報』各月版 など

- 注)①各グラフは対前年比。
②実質経済成長率は、1955年までは年度の
実質GNP成長率、1956年以降は暦年の実質
GDP成長率。
③輸出増加率は、暦年ドル建てによる増加率。
④企業物価は、卸売物価が呼称変更したもの。



消費税率10%に、軽減税率を導入 TPP11・EUとのEPAに署名 有効求人倍率、バブル期を上回る 日銀マイナス金利実施 開発協力大綱を閣議決定 消費税率8%に引き上げ 日本、TPP交渉へ正式参加 福島第一原発で過酷事故 円高で一時的に、1ドル1175円台に 日銀、事実上のゼロ金利政策 消費者行政強化めざし消費者庁発足 アメリカ発の金融危機が世界へ連鎖 食料自給率が40%割れ 日本銀行が、ゼロ金利政策解除 アスベスト(石綿)被害が深刻化 労組・日本プロ野球選手会、初のスト EUに東欧など10か国が加盟 中国が日本の最大輸入相手国に パイオフ一部解禁 失業率が過去最悪に 九州・沖縄サミット開催 茨城県の核燃料工場で臨界事故 食料・農業・農村基本法成立 世界同時株安 金融監督庁発足 独占禁止法改正で持ち株会社が解禁 環境アセスメント法成立 国連海洋法条約批准、関連法成立 未認定患者による水俣病訴訟、和解 円高進行で一時的に、1ドル1180円突破 製造物責任(P.L)法成立 93年の冷夏による米不足で米を緊急 ウルグアイ・ラウンド決着 1ドル1100円台に。EC統合市場 「輸入」「発足」 不況、深刻化 リオで、「地球サミット」開催 COMECON・ウルシャワ条約機構解体 育児休業法成立 好景気持続 日米構造協議、最終報告書発表 日本労働組合総連合会(連合)・全国 「労働組合総連合(全労連)発足 消費税導入をふくむ税制改革実施 日米農産物交渉、三年後の牛肉・オ 「レンジの自由化決定 日本国有鉄道、分割・民営化 日米半導体摩擦 東京サミット開催 円急騰、円高対策迫られる G5、ドル高是正でブラサ合意 男女雇用機会均等法成立 NTT・日本たばこ産業発足 金融・資本市場の自由化する 金融機関、第二土曜日休日制実施 経済企画庁、景気底離れ宣言 アメリカで初の日本車生産 国連難民条約加入を承認 初の南北サミット開催	外国人労働者の受け入れを拡大 成人年齢を18歳とする民法改正成立 改正組織犯罪処罰法が成立 18歳選挙権が実施 安全保障関連二法が成立 集団的自衛権行使を容認 特定秘密保護法が成立 復興庁・原子力規制委員会設置 大震災を受け、復興基本法など成立 足利事件の再審で無罪が確定 民主・市民・国民新党が連立政権 米原子力空母、初の横須賀基地配備 国民投票法が成立 日米、在日米軍基地再編で合意 裁判員制度が成立 有民法制関連三法制定 住民基本台帳ネットワーク稼働 中央省庁再編、一府二省庁体制に 総選挙で、連立与党の議席激減 地方分権一括法成立 新ガイドライン関連三法成立 中央省庁等改革基本法成立 日米、防衛協力のための新ガイドラ アイヌ文化振興法成立。「イン」を策定 日米安保共同宣言で、「安保再定義」 住宅問題で与野党対立、国会空転へ 衆院、「戦後50年の国会決議」を採択 阪神・淡路大震災。「地方分権法」成立 自民・社会・さきがけ三党の連立政 「政治改革」関連四法成立。「権発足 八党派による連立政権発足 内閣不信任案可決、衆議院解散 「PKO協力法」成立。自衛隊、 「カンボジアのUNTAACへ派遣 海上自衛隊掃海艇、ペルシヤ湾派遣 ゴルバチョフソ連大統領来日 「国連平和協力法案」が国会で廃案に 参議院選で自民党大敗、保革逆転 リクルート問題で竹下内閣総辞職 リクルート事件発覚 外国人登録法改正 定数は正後、初の衆参同日選挙で自 改正国民年金法施行。「民主党勝 首相・閣僚、靖国神社を公式参拝 最高裁、衆議院の定数配分規定に 「違憲判決 行政改革すすむ 行政改革に関する最終答申出する 参議院選で初の比例代表制導入 歴史教科書、外交問題に 第二次臨時行政調査会、初会合 日米共同声明(同盟関係保証)	米中英軍がイラクを攻撃 環境開発サミット開催 アメリカ中核で同時多発テロ 南北朝鮮首脳会談で共同宣言 東ティモール独立へ コソボ紛争 インド・パキスタンで地下核実験 北アイルランド紛争と平和合意 香港、イギリスから中国へ返還 国連総会、CTBTを採択 チェチエン紛争停戦、ロシア軍撤退 米・越、国交正常化 NPTの無期限延長を決定 国連海洋法条約発効。「議会発足 南ア共和国、初の全人種参加の イスラエル・PLO、「パレスチナ 「暫定自治協定」調印 中韓、国交樹立 ユーゴスラビア解体・分離 独立国家共同体成立、ソ連解体 湾岸戦争勃発。南北朝鮮国連加盟 東西ドイツ、統一 イラク、クウェートに侵攻 米ソ首脳会談。「冷戦終結」宣言 中国、天安門事件 中ソ、国交正常化 イラン・イラク戦争停戦 アフガニスタンと平和協定調印 韓国で一六年ぶりの大統領選挙 米ソ、INF全廃条約調印 ソ連、チェルノブイリ原発事故 フィリピン、アキノ新政権誕生 イギリス、ユネスコを脱退 米ソ首脳会談 米ソ包括的軍縮交渉 アフリカの食料危機。深刻に 米軍・カリブ六か国、グレナダに侵攻 大韓航空機撃墜事件起こる フオークランド領土争い激化 ポーランド、戒厳令を布告。「連帯」を鎮圧
--	--	--